

令和5年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和5年3月9日）

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和5年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番山崎瑞紀さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月17日までの9日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案19件、定期監査等結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和5年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。一般行政について、報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

件名、歌志内市ゼロカーボンシティ宣言について。

近年、世界各地において、記録的な台風、猛暑、干ばつ、洪水、大規模な山火事など、異常気象による災害が多発しております。また、日本においても、巨大台風、局地的な集中豪雨、山火事などが全国各地において発生し、地球温暖化による気候変動の影響による甚大な被害が顕在化しております。

その地球温暖化の主な要因を二酸化炭素の排出と捉え、その削減に向けて国は2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。このような背景から全国の自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言がなされております。

また、来月には、札幌市において先進7か国によるG7サミット、気候エネルギー環境大臣会合が開催されますことから、道内の各自治体においても次々と宣言が行われている状況であります。

こうした経過を踏まえて、本市といたしまして、国際的に脱炭素社会の構築に向けた運動が展開され、国内的にも全自治体での取組をもって目標に達するものと考えるところであり、この歌志内の自然豊かな環境を未来の世代につなげるためにも、脱炭素社会の実現に向け2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロへの取組を目指すことは必然なことと考え、去る2月27日に歌志内市ゼロカーボンシティ宣言を行いましたので、その宣言文を読み上げて、市政報告とさせていただきます。

歌志内市ゼロカーボンシティ宣言。

近年、世界各地では、記録的な台風や猛暑、洪水、大規模な山火事など、異常気象による災害が多発しており、我が国においても巨大台風、局地的な豪雨等により各地で甚大な被害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が顕在化してきています。こうした状況を踏まえ、2015年に国連気候変動枠組条約第26回締約国会議COP26では、地球温暖化の主な要因と考えられる二酸化炭素の削減へ世界が協力して取り組むため、パリ協定が採択され、産業革命以前に比べ平均気温の上昇を1.5℃までに抑える努力目標が決定されました。

また、国は2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

こうした中、私たち一人一人が今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、地球温暖化の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会への取組が重要であります。

歌志内市においては、「住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現」をスローガンに、私たちのかけがえのないふるさとを未来の世代によりよい姿でつないでいくために、市民、事業者、行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを宣言します。

令和5年2月27日。

歌志内市長、柴田一孔。

以上でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第1号定期監査等結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第1号は、報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（川野敏夫君） 日程第6 市政執行方針演説を行います。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

令和5年度市政執行方針。

令和5年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

早いもので、新たな時代の令和も5年目を迎え、私が市長に就任してから、まもなく2年半がたとうとしています。私は、市民が主役のまちづくりを信条に、「誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまち」の実現に向けて取り組んでまいりました。

今後も、市政の運営をより一層の決意と情熱をもって、市民の皆様とともに、さらに前に進めてまいります。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることにより、緩やかな持ち直しが続いております。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境には厳しさが増しております。

こうした中、本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染防止対策、地域経済対策、福祉・医療施設等の支援及び物価高騰対策として必要な事業を実施し、市民生活や地域経済への影響を最小限に止めるように取り組んでまいりました。

コロナ禍に入り3年が経過した今、収束後の社会を見据え、市の地域課題に対応した行政運営により、歌志内市総合計画後期基本計画、第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる、それぞれの目標達成に向け各種施策を推進していくことといたします。

一方、本市の財政構造は、自主財源である市税が、人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって歳入に占める割合は僅かであり、依存財源である地方交付税が大宗を占めており、政策的な経費に充てる財源に余裕がない硬直化した状況が依然として続いております。

今ある市民サービスの維持が求められる一方、社会ニーズの多様化により、これまで以上のサービス拡充や新たな政策課題への取組も求められておりますが、限られた財源の中、計画的で効果的な財政運営とともに、将来の歌志内を見据え、各種施策事業を着実に進めてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、令和5年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は、「市民と協働で創るまち」であります。

地域課題に対応していくためには、市民の皆様の思いに寄り添い、行政ニーズを的確に把握した上で、共感を得ながら施策事業を進める必要があります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、市民自らが、まちづくりや地域課題に関心を持ち、主体的に取り組むことが不可欠であり、地域団体などが取り組む地域づくり活動に対して、必要な支援を継続し、行政と市民が共通する目的の実施に向け、ともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを今後も推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、広報うたしないを見やすく親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見などを反映しながら、市民に伝わるための紙面の工夫に努めてまいります。

公式ホームページは、子育て応援サイトを充実させるなど、市民に必要な情報を分かりやすく提供するとともに、フェイスブックも活用しながら市の魅力やタイムリーな情報の発信に努めてまいります。

また、多くの市民と直接の対話を進めるため、町内会連合会との情報交換会や歌志内学園児童生徒との語る会、ふれあい市長室などを開催し、十分な情報提供を行い、市民ニーズの把握に努めるほか、まちの将来あるべき姿などを語り合う場である歌志内／夢・まち未来会議からは、引き続き新たな発想の下にいただく意見を、地域課題の解決及びまちづくりの指針として参考にさせていただきます。

非核平和活動につきましては、地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加費用を負担するほか、希望する市民も参加できるよう助成を行い、恒久平和に対する意識の高揚に努めてまいります。

また、多様化する行政課題に対応するため、職員に対し研修への参加を促し、職責に応じたスキルアップを図るとともに、自己啓発による資質の向上を目的とした先進地視察などの自主研修や、諸課題に対応できる人材の育成を目指し、自治大学校などの高度で専門的な研修への派遣を継続してまいります。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少下において歳入の減少が見込まれるとともに、公共施設等の老朽化への対応など、非常に厳しい状況が続くことから、限られた財源を効率的、効果的に活用し、持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さぬよう健全化に努めてまいります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合の構成市町における共通認識、相互補助及び創意工夫を図り、中空知定住自立圏形成協定に基づく各種取組を含め連携してまいります。

また、北海道空知地域創生協議会における空知全体の活性化や魅力発信のための広域的事業を推進することにより、持続可能な地方の活性化に努めてまいります。

情報化に関する取組につきましては、住民サービスの向上及び行政運営の効率化を図るため、国の自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、自治体情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に取り組んでまいります。

第2は、「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が和らぐ中で、個人消費を中心に景気が持ち直している一方、物価高が企業収益の悪化や家計の購買力低下に大きな影響を与えております。

また、観光産業や飲食業では、日常の回復が期待されておりますが、コロナ禍前の水準に戻るには、まだ時間を要するものと言われております。

市内商工業者においても、引き続き厳しい経営を余儀なくされていることから、商業振興と消費喚起を目的とするプレミアム付商品券発行事業への支援を継続するとともに、うたしない企業の笑顔応援補助金による事業支援や新たに起業を目指す方への創業支援事業補助金を引き続き実施し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

企業誘致活動につきましては、対象企業の発掘や誘致実現に向け、歌志内市産業振興アドバイザーの専門的な知識及び経験に基づく助言や情報提供を得ながら取り組んでまいります。

また、多くの市民が望んでいたスーパーマーケットが本年度オープンすることから、市内商業全体の活性化はもとより、雇用の確保や地域のにぎわいの醸成に期待するとともに、供用開始となる地域交流施設の効果的な活用に努めてまいります。

鉱業の振興につきましては、北海道電力株式会社奈井江発電所及び砂川発電所の令和9年3月末での廃止が決定され、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業における地域経済及び雇用、さらには今後のまちづくりにも大きな影響を与えることから、関係機関との情報共有に努めながら、必要な支援、取組を進めてまいります。

次に、農業の振興につきましては、民間法人へ譲渡し、2年目を迎えたワイン用ぶどう栽培事業は、昨シーズン一定程度の収穫を得ることができましたので、事業の安定化及び今後の6次産業化に向け、事業者はもとより関係機関と連携の下、引き続き支援を行ってまいります。

また、市内農業者を対象に、新たな制度による農業等振興補助金を交付し、農業等の育成と

安定的な経営を図るため、支援を行ってまいります。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春・秋のエゾシカ一斉駆除をはじめ、近年、市街地まで出没しているヒグマ対策として、猟友会や警察との連携、さらに近隣市町との情報共有を図りながら取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、本市における主要な観光資源を生かした環境づくりが必要であることから、観光振興計画（仮称）の策定に取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊員を新たに採用し、イベントの企画などをはじめ、観光情報等の発信に努めるとともに、道の駅附帯施設については、改めて指定管理者制度を含め、効果的な活用に向け取り組んでまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、近隣を含めた人口減少による利用者の減少及び施設の経年劣化への対応など、厳しい経営が続いておりますが、アフターコロナも見据えながら、引き続き、市民の健康増進施設として必要な支援を行うとともに、同社と連携の下、スポーツ合宿等の誘致を進めてまいります。

労働行政につきましては、各分野において、人手不足や人材不足が続いていることから、商工会議所やハローワークなど関係機関との情報共有や、広報などを利用した各種制度の情報提供を進めるとともに、合同企業説明会などへの参加を促進するなど雇用の確保に努めてまいります。

次に、定住化対策につきましては、住宅建設等奨励金制度において子育て世帯に対する支援を拡充するほか、充実した子育て支援制度や教育環境を総合的にPRするなど、定住化に向けて取り組んでまいります。

併せて、定住する意思をもって転入される子育て世帯等に対して、移住応援助成金を交付することで子育て世代の移住を促進し、地域活力の向上を図ってまいります。

また、子育て中の女性を対象に、就労のために必要な資格や免許の取得に要する費用の一部を助成し、子育て後の再就職や起業などへのチャレンジを後押しすることにより、定住化につなげてまいります。

なお、交流人口を増やす取組としましては、かもい岳スキー場やチロルの湯との連携、さらには、市民祭りや冬の風物詩であるなまはげ祭りなど、積極的に活動されている諸団体への支援継続はもとより、地域資源や地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進めてまいります。

第3は、「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、高齢者をはじめ、全ての市民が健康で幸せな人生を長く続けられるよう健幸寿命の延伸を最重要課題と捉え、引き続き、誰もが住みたいと思える福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

併せて、歌志内市地域福祉計画に基づき、多様化する福祉課題に着実に取り組むとともに、社会福祉協議会が地域福祉活動の拠点として効果的に機能するよう支援と連携を図ってまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、生活支援をはじめとする各種事業を継続して実施するとともに、第9期歌志内市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

なお、外出支援助成事業につきましては、公共交通機関であるバス及びタクシーを利用した市内移動支援の実証実験を行い、新たな支援策の在り方について研究してまいります。

歌志内市デイ・サービスセンターにつきましては、指定管理による運営を継続するととも

に、不具合の生じている設備改修を行うなど、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう環境整備を進めてまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園における質の高い幼児教育の提供とともに、充実した保育の場を確保し、利用する全ての子供たちに体験や学習、交流などの機会を提供してまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、歌志内市障がい者計画及び歌志内市障がい福祉計画に基づき、各種サービスの提供を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、広域連携による支援策の継続により、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、次期歌志内市健康増進計画を策定し、市民の誰もがより長く健康で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き予防対策事業及び健康づくり事業を推進してまいります。

また、高齢者のフレイル対策・重症化予防による健康寿命の延伸を目指すため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を推進してまいります。

母子保健事業につきましては、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業のほか、新たに産後ケア事業や弱視の危険因子などを検査できる機器の整備など、出産から子育て時期に重点を置いた切れ目のない支援策を展開してまいります。

さらに、感染症対策事業のインフルエンザ予防接種の無料接種につきましては、引き続き18歳以下の子供及び妊婦のほか、高齢者を対象に実施してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の動向を踏まえ、保健所、医療機関等とも綿密に連携しながら、引き続き、感染拡大防止に向けた取組を徹底してまいります。

病院事業につきましては、病院運営の指針としております歌志内市立病院経営健全化計画を基本に、引き続き経営の健全化に努力してまいります。

なお、本年度は国から示された公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインに基づく新たなプランを策定するとともに、持続可能な医療提供体制を確保するための必要な取組を検討してまいります。

また、市内唯一の病院として市民の初期医療を担うため、医師体制につきましては、現在の固定医師2名体制を維持しながら、北海道大学病院や北海道地域医療振興財団の支援を受け、安定的な医療の提供に努めてまいります。

建設改良工事につきましては、老朽化した病院建物の外部改修工事を行うとともに、医療機器につきましては、画像診断システムや企業会計システムなどの更新を行ってまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、北海道が実施主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保に取り組んでおります。

引き続き、適正な保険税の賦課・徴収に努めるとともに、北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図りながら各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は、「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるため、北海道とともに道路や河川、治山施設などの日常的なパトロールを実施し、安全確保に努めるとともに、必要に応じて北海道に対し維持管理などの要望を行ってまいります。

道路事業につきましては、筒沢線路肩法面復旧対策工事等を行うとともに、安全な通行を確保するため、市内各所にある支障木の伐採を行うなど維持管理に努めてまいります。

また、市民の安心安全の確保及び消費電力の節減に向け、引き続き防犯灯のLED化を推進してまいります。

橋梁整備につきましては、歌志内市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の延命化を図るため、計画的に修繕事業を行い、安全性の確保に努めてまいります。

河川事業につきましては、近年の局地的豪雨被害対策及び普通河川の維持として、引き続き河川のしゅんせつなど浸水対策の強化に努めてまいります。

都市計画事業につきましては、歌志内市立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能を誘導することで、まちのコンパクト化を図りながら、効率のよい快適で利便性の高いまちづくりを進めてまいります。

市営住宅の整備につきましては、既存住宅の長期的活用や住環境の改善を図るため、文珠高台団地公営住宅2棟26戸の屋上防水・外壁塗装、歌神一区地区改良住宅1棟12戸のボイラー更新を実施するとともに、中村中央地区改良住宅4棟20戸の解体除却のほか、入居者が少なくなってきた市営住宅の集約化を進めてまいります。

また、管理灯のLED化を加速し、より一層、良好な住環境整備に努めてまいります。

さらに、住環境整備の方針を定める住生活基本計画を見直すとともに、公営住宅の整備方針等を定める歌志内市公営住宅等長寿命化計画についても整合性を図るように見直し、誰もが安心して快適に暮らすことのできるコンパクトな住環境の形成に取り組んでまいります。

上水道事業につきましては、中空知広域水道企業団の管理の下、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道不明水の増加に伴う対策強化として、各マンホール内の目視点検を実施するほか、カメラ調査による結果に基づき、不明水の止水対策を行ってまいります。

また、本年度から地方公営企業法を適用した会計に移行し、持続的で安定的な事業運営に努めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙・巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、市民等に対し蜂の巣駆除に要した費用の一部を助成し、蜂による危害から守り、安全な生活環境の維持を図ってまいります。

ごみの減量と再資源化につきましては、資源回収奨励金の交付による資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するとともに、市民や地域、団体などと連携しながら推進してまいります。

また、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行し、家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集と再品化が求められていることから、砂川地区保健衛生組合などとともに検討してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合などと連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処

理する専用施設である東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

また、令和2年4月から3年間を目途に、赤平市の一般廃棄物を上歌最終処分場で受入れをしておりますが、同市から引き続き本市への受入れの要請を受けたことから、広域的行政運営の推進及び隣接する同市の状況を鑑み、本年度以降も継続して一般廃棄物を受け入れることとし、同市と情報共有を図りながら、処分場の適正な管理運営に努めてまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合及び赤平市との連携を図りながら、適正な共同処理に努めてまいります。

環境保全の推進につきましては、近年、世界的に地球温暖化への危機感はますます強くなっております。このため、国が掲げる2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ、カーボンニュートラルの達成に向け、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入について検討するなど、安心して暮らせる持続可能な社会を実現するため、脱炭素社会を目指した取組を進めてまいります。

消防行政の推進につきましては、多種多様化する災害に迅速に対応するため、消防業務管理システムを拡張し、災害現場における支援体制の充実に努めてまいります。

また、令和5年度は、歌志内に公設消防組が設置されて100周年の大きな節目の年となるため、100周年を記念した消防演習や式典など実施いたします。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正の徹底及び住宅における防火指導などによる啓発活動の強化を図り、無火災を目指してまいります。

救急業務につきましては、高齢化を背景とした業務の高度化に対応するため、特定行為等を行う救急救命士を主体とした教育研修を進めてまいります。

なお、消防の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画に基づき、関係機関と引き続き協議してまいります。

防災対策につきましては、避難訓練や防災説明会を実施するなど、市民の防災・減災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発を図ることといたします。

また、食料や生活用品などの防災備蓄品については、品目の追加や計画的な更新・整備を行うほか、防災ハザードマップを更新し全世帯へ配布いたします。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関と連携しながら、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

次に、交通安全の推進につきましては、新たな目標である交通事故死ゼロ5,000日を目指し、引き続き交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関や団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑かつ巧妙化する悪質商法・靈感商法や振り込め詐欺などの消費者被害の未然防止と被害相談への迅速な対応を図るため、引き続き滝川地方消費者センターなど関係機関と連携し、消費者保護に努めてまいります。

また、依然として特殊詐欺や消費生活相談において高齢者被害の相談が多いことから、啓発資材を配布するなど、被害の未然防止にかかる啓発活動に取り組んでまいります。

第5は、「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

急速に進む人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代の中にあって、教育を取り巻く環境もICT化が進展するなど大きな転換期を迎えております。

こうした状況下にあっても、次代を担う子供たちの健やかな成長は、市民共通の願いであり

ます。第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるまちの目指すべき姿であるオンラインワンの子育て・教育と人づくりを大切にするまちの実現に向け、教育委員会と連携しながら教育の充実に努めてまいります。

学校教育につきましては、開校3年目を迎える義務教育学校歌志内学園の安定した運営を支えるため、学校や教育委員会との情報共有に努めるとともに、充実した学びの場となるよう必要な支援を行ってまいります。

また、児童・生徒の給食費無料化や修学旅行費用全額助成の継続、高等学校等就学支援金の増額などにより、引き続き子育て世帯への経済的支援を図ってまいります。

社会教育につきましては、子供から高齢者までが学びによる人とのつながりの大切さを実感できるよう、生涯学習の充実に向けた各種事業、行事などへの支援を行ってまいります。

また、コミュニティセンターや図書館、郷土館などの社会教育施設が幅広く利用されるよう、健康で生きがいのある生活を支援する学習活動の充実に努め、文化・芸術・スポーツ活動の振興を図るために、関係団体などの活動を支援してまいります。

なお、児童館等一元化施設の整備につきましては、昨年度、文教地区複合施設整備検討委員会において基本設計策定に向け検討を重ねられたところであり、本年度は実施設計策定に係る経費を予算計上し、令和7年度の開設に向け各種準備を進めるとともに、施設の有効活用を図るための具体的な検討を進めてまいります。

私から教育分野の概略について御説明いたしました。具体的な施策などにつきましては、別途、教育長からの教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、令和5年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。

日本の人口が総じて減少し、全国的に過疎化が進んでおりますが、本市の人口減少は、それを大きく上回るスピードで進行するとともに、少子高齢化の影響により地域社会に様々な課題を生じさせております。

人口減少の一つの要因であった買い物問題の解決に向け、本年度、文珠地区に商業施設をオープンさせることにより、利便性やまちの魅力の向上にもつながり、住みやすいまちになるものと確信しております。

歌志内は、明治の開拓期に開村し、先人たちが努力により築き上げてきた誇れるまちでありまして、人口2,700人余りの小さなまちとなりましたが、私は、市民の皆様と一つになって、「誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまち」として歌志内市創生の実現に全力を注ぐ決意であります。

議員各位並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解と温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度の市政執行方針といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） —登壇—

令和5年度教育行政執行方針。

令和5年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに。

人口減少や少子高齢化に加え、グローバル化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症へ

の対応など、社会環境が大きく変化する中であって、これからの時代は、教育をはじめとする様々な分野において、技術革新が今まで以上にスピード感を持って進んで行くことが予想されます。

今後も起こり得る予測困難な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、一人一人が持続可能な社会の創り手となるためには、生涯にわたって学び続けることが重要であり、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育を実現することが求められています。

こうした中、本市においては、歌志内市総合計画後期基本計画及び第2期歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各種施策の推進に全力を傾注しているところであり、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化のまち」の実現に向け、次世代を担う子供たちを守り育て、生涯学習社会に対応した社会教育の充実に全力を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は、「学校教育の充実」であります。

空知管内で初めて開設された義務教育学校歌志内学園は3年目となり、「夢の実現に向かって変化する時代を力強く生き抜く子の育成」を教育目標に掲げた教育活動も、いよいよその成果が問われる時期となってきました。

義務教育9年間を見通した教育課程を編成する中で、全ての子供たちの可能性を引き出し、歌志内学園だからこそできる連続性や系統性を重視した教育活動をより明確にし、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指し、次の5点をもって学校教育の充実に図ってまいります。

(1) 教育内容の充実。

子供たちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力などに加え、ICTの活用能力を育むことが重要であり、加えて、主体的・対話的で深い学びを充実させる必要があります。

そのために、教科担任制を前期課程の一部より導入し、専門性を身につけた教員の指導によって授業の質を向上させると同時に、確かな学力の定着を図るため、引き続き支援員を配置いたします。

また、GIGAスクール構想により環境整備が進んだICTの活用は、前年度に導入したデジタルドリルの有効利用などもあり、充実した授業内容が図られているほか、臨時休業等に伴うオンライン学習や、不登校などにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細やかな支援にも効果が生まれています。学習用端末の充実や必要な家庭へのオンライン学習通信費の負担、ICT支援員の配置などを引き続き行うとともに、高等学校等入学時のパソコン購入費助成も継続してまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育の理念の下、全ての子供たちが障害の有無や多様な個性を互いに認め合い、支えながら学んでいくことのできる環境を醸成するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進してまいります。

(2) 学習環境の充実。

前期課程における学級編成につきましては、よりよい教育環境を維持するため、市費負担による教員を確保し、全ての学年での単式学級の継続を図ってまいります。

また、長期休業を活用した学習機会の提供や、外部講師による公的学習塾を開設することにより、自主的に学習しようとする児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。

いじめ防止対策や不登校児童生徒への支援につきましては、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の充実を図りながら、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、あるいは、学びの場の確保のため、家庭や関係機関と密接な連携を図り、迅速で適切な対応を心がけてまいります。

施設整備につきましては、前年度に引き続き校舎外壁改修を実施するほか、音楽室など使用頻度の高い教室へのエアコン設置等を行ってまいります。

(3) 学校給食の充実。

学校給食につきましては、育ち盛りの子供に質、量ともに満足できる給食を届けるため、メニューの工夫や改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めるとともに、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭を中心として発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

(4) 地域連携の充実。

学校、家庭、地域の連携強化を図ることを目的として設置したコミュニティ・スクールにつきましては、地域とともにある学校づくりを進めるため、子供や学校が抱える課題を共有するとともに、学校を支援する活動の企画、調整を行ってまいります。

また、子供たちが非行や犯罪に巻き込まれることなく、安心して過ごすことができるよう、地区補導員や関係機関との連携を強化するとともに、各町内会・自治会やこども110番の家からの協力を得ながら、巡視や見守り活動を続けてまいります。

(5) 子育て支援の充実。

近年、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻を背景とした世界情勢悪化の影響に伴い、深刻な物価高騰が続いており、家計を圧迫しています。

こうした中、児童生徒を持つ家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、学校給食費無料化や歌志内学園修学旅行費用の全額助成等を引き続き実施するとともに、高等学校等就学支援金を増額するほか、歌志内学園後期課程に進級する生徒に対してトレーニングウェア等を支給する事業を創設してまいります。

第2は、「社会教育の充実」であります。

人生100年時代を迎える今、技術革新やSDGsへの取組など、社会の変化は著しく、複雑な社会情勢を乗り越えるためには、一過性の学びではなく、社会や多くの人々と関わりながら、自らの日常生活に生かすことができる学びの継続が必要です。

加えて、人口減少と少子高齢化が続く中で、市民一人一人が生涯にわたって学習に取り組むなど、社会教育の柔軟な対応が求められております。

これらの課題解決に向けて、昨年策定した第8次歌志内市社会教育中期計画の基本目標であります「地域への愛着や誇りの育成と時代の変化への対応」に向けた各種取組を推進するとともに、地域の中で生きる力や豊かで強い心を培い、社会や家庭で学んだことを様々な場で生かすことができるよう、次の6点をもって社会教育の充実を図ってまいります。

(1) 幼児教育及び家庭教育、放課後児童対策の充実。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭における教育が、全ての教育の出発点と言われ、家族との触れ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操や思いやりを育むことができます。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、認定こども園と歌志内学園が連携し必要な情報共有や学習機会を設け、子育て支援及び教育内容等の充実に努めてまいります。

なお、地域おこし協力隊員等を活用して設置することを検討している、放課後における新た

な学びの場につきましては、子供たちだけにとどまらず、様々な年代に対しても学びを展開できる場となるよう調査、研究を続けてまいります。

(2) 成人・高齢者教育の充実。

誰もが人生どの時期においても必要なことを自ら学び、その成果を個人生活や社会に生かすことが今後益々重要となってきます。

市民講座チロル学園につきましては、時代の変化やニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、自らが持つ豊かな知識や経験を社会に還元しつつ、よりよい社会を作る主役として、自身の生きがいが見つかる機会を積極的に選び取れるよう、様々な活動を推進してまいります。

(3) 読書活動の推進。

子供の読書活動につきましては、歌志内学園と連携し、学校図書の実質や図書室の運営面での支援を行い、子供たちが読書を通じて健やかに成長し、よりよい読書習慣を身につけることができるよう努めてまいります。

市立図書館につきましては、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の更新や貸出業務のほか、インターネットサービス、読み聞かせ等の読書推進事業を実施し、より多くの市民に利用されるよう努めてまいります。

また、感染症対策や高齢等の理由により、外出を控える方への読書の普及を図るため、本の宅配サービスを継続するとともに、ホームページや広報紙を活用しながら、新規利用者の開拓を行ってまいります。

(4) 生涯にわたるスポーツ活動の充実。

スポーツは明るく活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものです。

学校における体力・運動能力の向上につきましては、従来からある体力向上アプローチプログラムに基づいた取組を行うとともに、放課後や昼休みなどの自主的な運動機会の充実を図ってまいります。

また、市民の健康保持と増進につきましては、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるニュースポーツ、モルックの普及や、環境美化を行いながらウォーキングを楽しむクリーンウォークなど、誰もが参加しやすい事業を展開するとともに、冬場の運動不足解消のため、スキー場シーズン券購入費助成を継続してまいります。

一方、学校における部活動の在り方につきましては、国が示したガイドラインでは、本年度から令和7年度までを改革推進期間とし、休日の地域連携・地域移行などを進めることとしておりますが、受け皿となる団体や指導者の確保が懸念されることから、北海道や近隣市町の動向を見極めながら必要な対策を検討してまいります。

(5) 芸術・文化の充実。

芸術・文化は、生活に豊かさや潤いをもたらす、価値観を共有しながら交流を深めることができます。

コロナ禍にあつて人々の交流が減り、芸術・文化に触れる機会も減少しておりましたが、これまで築いてきた灯火を消さぬよう、文化連盟や各種サークルの活動を支援するとともに、日常が取り戻しつつある中、より多くの方の参加、鑑賞を目指しながら市民芸術文化祭を開催することにより、市民自らがまちの文化を担うという意識の醸成を図ってまいります。

(6) 社会教育施設の適切な管理と運用。

児童館等一元化施設につきましては、令和7年度の完成・運営開始に向け、文教地区複合施

設整備検討委員会で議論を重ねた検討結果を基に、実施設計策定業務等を行ってまいります。

また、放課後の子供の居場所づくりを充実するだけでなく、図書館やコミュニティー機能、市民体育館の代替機能などを備えた複合施設として多くの世代にも利用されるよう、施設の付加価値を高め有効活用に向けた検討を進めてまいります。

なお、施設完成時には教育委員会事務局の移転を予定しており、学校、認定こども園、児童館、教育委員会事務局が同じ敷地内に位置することで連携がより一層強化され、子育て・教育の拠点として、それぞれの機能が十分に発揮できることに期待しているところです。

老朽化が著しい市民体育館につきましては、歌志内学園体育館の一般開放事業への転換を検討するとともに、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを引き続き促進してまいります。

コミュニティセンターうたみんにつきましては、地域コミュニティーの拠点機能として多くの市民が相互に学び合い、交流を促進できるよう、サークル活動などを通じて、それぞれの知識や技能、経験を深める機会を提供しながら利用を促進してまいります。

また、市民の交流と施設の幅広い利用を促進することを目的として地域交流事業実行委員会が実施する、ハロウィンコンサートをはじめとする各種事業に対して必要な支援を行ってまいります。

郷土館ゆめつむぎにつきましては、郷土の歴史や文化を継承し、多くの方々に伝える拠点として活用していくため、館内展示装置等の改修を行いながら、施設の魅力向上を図ってまいります。

また、郷土館のホームページに、保存資料を掲載するコーナーを新たに設け、郷土の歴史を学ぶ機会を提供してまいります。

旧空知炭鉱倶楽部こもればの杜記念館につきましては、貴重な歴史遺産として、施設維持と有効活用に努めてまいります。

なお、両館の活性化や郷土文化等に係る魅力発信を中心に活動することを目的として、地域おこし協力隊員を引き続き配置してまいります。

以上、令和5年度の教育行政の執行方針について申し述べました。

むすびに。

教育委員会といたしましては、学校や家庭、地域、行政による連携をこれまで以上に深めながら、本市が築き上げてきた歴史や文化を学校教育、社会教育それぞれの場で効果的に活用するとともに、教育に対する市民の期待に応えるためにも、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善をつくす所存であります。

市議会をはじめ市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、明日3月10日及び13日、14日の3日間を予定しております。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第4号歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第4号歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたことに伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

次ページの本文にまいります。

歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例。

第1条は、趣旨の規定でございます。個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、定義の規定でございます。第1項では実施機関を、第2項ではこの条例で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例によることを定義するものでございます。

第3条は、開示請求に係る手数料等の規定でございます。開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付に要する費用については負担していただくことを規定するものでございます。

第4条は、開示請求の手続の規定でございます。開示請求書には、法律及び規則で定める事項を記載していただくことを規定するものでございます。

第5条は、開示決定等の期限に関する特例の規定でございます。開示決定等までの期限について、法律に定める日数から短い日数で行うことを規定するものでございます。

第6条は、訂正請求の手続の規定でございます。訂正請求書には、法律及び規則で定める事項を記載していただくことを規定するものでございます。

附則。

第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、歌志内市個人情報保護条例の廃止でございます。本条例を新規制定することに伴い、旧条例である歌志内市個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3条は、歌志内市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置でございます。廃止前の歌志内市個人情報保護条例の規定により、知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務などについて、この条例の施行後も同様とするものでございます。

第4条は、歌志内市行政不服審査会条例の一部改正でございます。定例会資料の1ページを併せて御覧願います。本条例の新規制定により、歌志内市行政不服審査会条例第7条に記載の「歌志内市個人情報保護条例」を「歌志内市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改める

ものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思えます。

今回の条例なのですけれども、これ国のデジタル関連法の一環として個人情報保護法が改正されまして、個人情報の保護制度が全国的に共通ルールとして適用されることになりました。これまであった、附則の中にはありますけれども、これまであった本市の個人情報保護条例を廃止して今回のこの条例を制定するという中身なのですけれども、これ今までの歌志内市の条例では、個人の情報利益の保護を目的としていたものだと思ってはいるのですけれども、今回それを廃止して、制定する新しい中身というのは、どういう位置づけなのかを聞いておきたいと思っております。

もう一つでございます。この条例に付随されまして、匿名加工情報、仮名加工情報、こういったところがあります。この匿名加工情報などは、情報漏えいの危険性からそぐわないという意見がかなり多いものがありますので、匿名加工情報などの取扱いというのは今後どういうふうにしていくのか、それをちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今回の条例制定の中身等でございます。まず、現在まで市町村といえますか、私たちがやっている個人情報の保護条例というのは、それぞれの市町村で制定して運用していたという部分がございます。今回、この個人情報の保護に関する法律が施行されて、例えば民間事業者の方だとか、独立行政法人、国の行政機関、それぞれ違う法律で個人情報の保護をしていたものを、今回この法律に一元化して、同じ品質というのでしょうか、情報の保護をする質をもって個人情報を保護しよう。それに対して市町村でつくっていた条例も法律のほうへ依存して、一定程度のきちんとした全国、全国とっていいのでしょうか、個人情報を扱う方がこの法律に基づいて個人情報の保護について運用していこうというものでございます。それに伴いまして、市町村でやっていた条例というのは必要なくなります。そして、中には全市町村でばらばらに条例を制定していたものですから、ばらつきという、個人情報の保護の度合いというのにばらつきがございます。その部分につきましては、今回この制定する条例の中で、ある一定の程度の部分で制定をしよう。例えば旧条例、現在運用している歌志内市個人情報保護条例につきましては、法律施行条例の中にもございますけれども、開示請求に関する手数料、第3条につきましては、きちんと無料でありますよということをやったり、写しについては実費を頂きますというところを書いています。中にはこの手数料等についても有料としている団体があったりするものですから、歌志内市は歌志内市の旧条例に基づいて、同じ品質で運用しましょう。例えば第5条あたりの開示決定の期限につきましては、法律では30日以内ですとか60日以内というような定めのあるものを現在の歌志内市の条例では14日、28日というものがございまして、それぞれ第5条の中で、法律よりも短い期間で開示決定をしていきたいと思いますというふうなところで国から決められておりますので、逆に言いますと、それぞれの市町村でばらつきがあった個人情報の保護に関するものが、この法律によって、一律に同じ質で保護できるようになるものだと思います。

それともう一つ、匿名加工情報の件につきましてでございますが、これは都道府県政令市等につきましては行いますというところにはなっているのですが、この法律の中では、一般の市

町村につきましては任意の取扱いということになっておりますので、今回、私どもについては、特段定める必要もないということで、今回行わないということで、条例の中には書き込んでおりません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 国が進めることで、やらないと駄目だというのは、これは致し方ないかなという感じはしております。ただ、これまで、さっき答弁の中で、各市町村いろいろなやり方をしていてばらつきがあるということ saying いたのですが、その自治体、その自治体、行政、行政で多分その対応というのはやはり違ってきているのが、今までの各自治体で持っている個人情報保護条例だと思っています。それを国の意向でそれをなくして、一元化して、それを一定にして分かりやすくとか、早く言ってしまえば、国が言うから今までやっていたやつはやめて国の言うとおりにやってくださいという多分ニュアンスになる、なりかねないと思うのです。そうとなった場合、逆に一方的に国が言うことには、こういうふう to 個人情報をやってくださいと言われたら、それに従ってやらざるを得なくなってくると思うのです。そういうふうになると、やはり地方自治というのはいろいろな情報、行政というのはすごい、国が知り得ない、分からない情報をすごい持っているはずなのです。それをやはり地方自治の観点から見ても、こういったことを国がやるから仕方ない、国から言われたことをやらなければならない、それがもし情報漏えいにつながるような手段であっては決してならないと思うのです。その辺きちんとしたやり方が必要かなと思っているのですけれども、もう1回その辺御答弁をいただきたいと思います。

匿名加工情報なのですけれども、今回は明記されていないということなのですけれども、やはり今後、さっき、一番最初に答弁もらったように、国がもしほかの政令都市以外のところでも、全部の地方自治体、市町村に匿名加工情報、こういったものを明記してくださいといった場合には、多分明記せねばならんと思うのです。そういったことを考えると、やはりこの匿名加工情報というのは、かなり情報漏えいに汚点があるような形になると聞きます。やはりその辺きちんとして行わなければならない。今、当市は行わないという答弁をいただきましたけれども、やはりそういったところも注意しながら今後見ていく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 国の法律に基いて一元化して、市町村の条例が今回廃止して新しい施行条例に変わるといったところなのですが、現在ある歌志内市の個人情報保護条例、こちら平成12年度に制定されたものでございます。そのときもいきなり何もない中で市町村がつくるわけにもなりませんので、これにつきましても、考え方ですとか条例の組み立て方、国のほうからの考え方に基づいてつくったものでございますので、ある程度の国の個人情報に対する考え方というのを市町村も踏襲してございます。それで、法律が変われば匿名加工情報も加わるものではないのかと。これはもちろんそうだと思います。法律によって個人情報の保護がなされるわけでございます。ただ、今回、この法律によることによって、現在の条例では国のほうに持っている個人情報保護委員会というものがございまして、そちらのほうの指示だとか、そういう関与も出てきますので、若干今より、今の条例よりは、個人情報に対する考え方だとか守り方というのは、今よりももっとワンランク上がるのではないのかというふう to 考えておりますので、決して情報が漏れてしまうだとか、国の法律に依存するからといって情報管理が甘くなるというものではないということを御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、6名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、6名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長が指名をいたします。

条例・予算等審査特別委員会委員に、能登直樹さん、山崎瑞紀さん、山川裕正さん、下山則義さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上のとおり指名をいたします。

議 案 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第5号歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、行政手続のオンライン化を可能とするために必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

本条例を制定する経緯についてでございますが、令和元年12月に施行された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、地方公共団体は、条例または規則に基づく手続を国と同様、行政手続のオンライン化について必要な施策を講ずるよう、努力義務の規定が設けられました。このような経緯を踏まえ、従来の書面等による手続に加え、インターネットを利用したオンラインによる申請等を可能とするため、本条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

第1条は、目的の規定でございます。市の機関に係る手続等において、オンラインにより手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

第2条は、定義の規定でございます。本条例で用いる用語の意義を法の規定に合わせて定めるものでございます。

第3条は、電子情報処理組織による申請等の規定でございます。オンラインによる申請等の

取扱いについて定めるもので、書面等で行うこととされている申請等をオンラインにより行うことができるよう、書面等で申請等をした場合と同様の規定を適用するなど、必要な事項を定めるものでございます。

第4条は、電子処理組織による処分通知等の規定でございます。オンラインで処分通知等を行う場合の取扱いについて定めるもので、書面等で行うこととされている処分通知等についてオンラインにより行うことができるよう、書面等で処分通知等が行われた場合と同様の規定を適用するなど、必要な事項を定めるものでございます。

第5条は、電磁的記録による縦覧等の規定でございます。書面等により行うこととされている縦覧等について、パソコン等を利用して行うことができるよう、書面等で縦覧等が行われた場合と同様の規定を適用することを定めるものでございます。

第6条は、電磁的記録による作成等の規定でございます。書面等により行うこととされている作成等について、電磁的記録により行うことができるよう、書面等で作成等が行われた場合と同様の規定を適用することを定めるなど、必要な事項を定めるものでございます。

第7条は、適用除外の規定でございます。対面による確認が必要な場合等及び他の条例等の規定により情報通信技術を利用する方法により行うことと定められているものについて、第3条から前条までの規定は適用しないことを定めるものでございます。

第8条は、添付書面等の省略の規定でございます。申請手続の際に添付が必要とされている書面等について、マイナンバーカードの利用や規則で定めるものにより添付を要しないことを定めるものでございます。

第9条は、手続等に係る情報システムの整備等の規定でございます。情報システムの整備等に当たって、安全性、信頼性の確保、簡素化及び合理化を図るよう努めることを定めるものでございます。

第10条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表の規定でございます。オンライン化の対象となる手続をインターネット等により随時公表することを定めるものでございます。

第11条は、委任の規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則へ委任することを定めるものでございます。

附則。

第1項は、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、歌志内市行政手続条例の一部改正でございます。定例会資料の2ページを併せて御覧願います。本条例の施行に伴い、第8条では、許認可等を拒否する理由、第33条では、行政指導の適用外として電磁的記録の内容について追加する改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きします。

今回、先ほどの説明でありました行政手続に係る関係者の利便性向上並びに簡素化ということで今回この条例が出されております。この制定に当たって、一つ目なのですけれども、このデジタル化によって行政運営の簡素化と先ほど言われたのですけれども、これで窓口の相談業務だとか、そういったものが廃止、縮小されるおそれはないのかと思っているのですけれども、その辺はどうなのかお聞きしておきたいと思っております。

二つ目でございます。紙による手続などが後退して、デジタルを利用できない人が取り残される可能性が出てくるのではないかと強い懸念を覚えているのですけれども、その辺はどうか、どういう認識をしているのか聞いておきたいと思います。

三つ目でございます。このデジタルデバインド対策というのは、市役所の中ではどういうふうに、今回のこの条例の定める上でどういうふうに考えられているのか、それをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 1点目のデジタル化による簡素化、行政の簡素化に伴って、行政の窓口等の縮小等のおそれということでございますが、逆にこれがある一定程度軌道に乗って、デジタルで手続等ができると、そこに窓口に来て申請行為等をしなくて済むものですから、余計相談の時間等を取ることが逆に可能となるのではないのかというふうに我々は今、考えております。空いた時間が、申請に、ただ申請だけというので来庁される方の数が減るものから、その分もう少し込み入った相談があるだとか、応用的な申請をしたいというような方への時間を取れますので、その分、現在のところ、窓口の廃止だとか縮小というのは考えてはおりません。

もう一つ、デジタルを利用できない方への対応ということになります。利用ができない方、例えば、これは主に当面はスマートフォンによる申請等を今のところ我々考えているのですけれども、それに対する、最後のデバインド対策とも関係していきますけれども、それが先日もスマホ教室というのを我々ちょっと先月やったのですけれども、なかなか手に取ってなじめない方については、そのような講習会等をしてながら機器に慣れていただくということをしておりますし、一番いいのはマイナンバーカードというのを取得していただければ、公的な証明書類にも確認書類にもなりますので、取りあえずそれを持っていただければ、マイナンバーを見せていただければ公的な本人確認の手段にもなりますので、手続等は幾分軽減されるのかなというふうに考えているところです。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 危惧するところは、やはりデジタル機器を使って、この高齢者が多いまちで、いかにそれが普及するか、認知してもらえるか、使ってもらえるかということだと思います。デジタルを全くするなという話ではなくて、やはり来た方にはきちんと説明して、書面での対応だとかそういったこともしていけないと、今後もしていけないと駄目だと思います。デジタルにあって、来た方に、スマホ持っているでしょう、スマホ出してください、今度からこういうふうにできますよ、それはいいと思います。それができない方々が多分多くいらっしゃると思います。そういったところは、やはりこういった条例ができるに当たって、きちんと丁寧に説明して、紙でもちゃんとできますよというのを分かりやすく説明していく必要はあると思っております。スマホでの勉強会だとかというのは、ある一定程度必要だと思いますので、それは継続してもらいたい必要もあると思いますけれども、やはりいろいろな形で両方選べますという形で、いつでもちゃんと来てください、お話聞きますからという門戸をちゃんと開いて、今までどおり行政手続というのを行っていただきたいという思いで質問させてもらっているのです、その辺もう1回答弁いただければありがたいかなと思います。

二つ目なのですけれども、最後課長言われましたマイナンバーカードなのですけれども、これは強制ではなくてやはり任意取得になるので、持つ人、いや、私は持ちたくないという人もいらっしゃると思います、当然。そういった方々、持っている人と持っていない人のサービスの、行政で同じこと申請するのに、持っている人と持っていない人が現れて、サービスに優越

がちょっとついてしまうということはあるのではないことだと思うのです。やはりその辺は、持ってない方もきちんと普通に受けれるということも発信していかなければならないと。訴えるにもマイナンバー作ってくださいという話ではなくて、持ってなくてもちゃんとできますよという、やり方がありますという方向性をきちんとつけてほしいなと思うのですけれども、いかがですか、その辺。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） この今回の条例の制定が窓口での申請を否定したりとか、できなくさしてしまうようなものではまずございませんので、窓口での申請ももちろんできますし、デジタルでもできますというような条例でございます。使える方にとっては、スマートフォンですとかデジタル機器を使える方にとっては、利便性がかなり向上するようなものだと思いますし、マイナンバーカードの保有も含めて、決してデジタル機器が使えないからとか、マイナンバーカードがないから何も進まないとか、遅いとかいうものでは決してございませんので、使える方、持っている方については、より便利になりますという条例の趣旨でありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） より使いやすくなるということだと思いますけれども、やはりきちんとした周知の仕方、やり方があると思いますので、その辺やはり分かりやすく丁寧に、窓口の業務、簡素化になっては本当に駄目だと思いますので、その辺、今後の動向ちゃんと見極めながら行っていただきたいと強く思うのですけれども、最後答弁、同じになるかもしれないですけれども、最後答弁もらって終わりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） もちろん市民が何も知らない中でこの手続がされてはちょっと困りますので、実施するに当たっては、周知を抜かりなくやっていきたいと思っております。

この条例が4月1日から施行というふうにはなっているのですけれども、実際の市役所の現場サイドでは、今順次、4月1日から全てのものだと決められたものが動くというものではちょっとございませんので、この年度内に、新しい年度の年度内に順次スタートさせていただきますので、その都度こういう業務が新たにデジタル機器を通して申請ができますよということは周知していきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第6号歌志内市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、効率的な行政運営と住民サービスの向上を目的として、市の組織機構の見直しを行い、行政課題に対応した効率的な組織運営を図るため、歌志内市課設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市課設置条例の一部を改正する条例。

歌志内市課設置条例（平成19年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料、3ページを御覧願います。

第1条は、提案理由でも申し上げましたとおり、効率的な行政運営と住民サービスの向上のため、現行体制は平成28年4月から運営しておりますが、時代とともに行政課題や住民の求めるサービスも変化しており、また、より一層進展する少子高齢化に対応した適正な業務量やより細やかな住民サービスの提供が求められております。このため、特に保健福祉課を社会福祉部門である福祉事業課と保健予防や介護保険を担当する保健介護課に分割し、現在の6課体制から7課体制にしようとするものでございます。

第2条は、7課体制にすることに伴い、福祉事業課と保健介護課の分掌事務を規定するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

なお、行政機構図比較表につきましては、資料の4ページにございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 課の配置と分掌事務を見直しするということですが、保健福祉課内の協議、そして職員組合とはどういう協議がされたか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） この行政機構を見直しをするに当たりまして、通例に習いまして所属長の課長会議というのを開催して、課長の意見を聞いたりしております。それぞれの課長は、各所管の中で所管に帰りまして会議ですか、職員とお話をして、一定程度の了承は得ているというところがございますのと、組合に対しては、妥結に向けた今現在、最終調整中でございますので、昨日ちょっと組合の執行部の方とお話をしたところ、特段のこれに対しての変更点はないということで、現在最終の妥結の書類を作っている最中でございますので、現在調整中という妥結に向けた最終調整中というところでお話を聞いております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 組合に対して申入れというか、これはいつ頃されたのか、また本来であれば課内協議がしっかりされていれば組合との協議はそんなに問題なくいくのかなと思いますけれども、それについてちょっと質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 職員労働組合に対する申入れは、2月6日行っております。この手のものは、現在までもそうなのですけれども、課が今回二つになったり、そのほかのところも業務が一部細かいところがどうしようとかというと、必ずいろいろな不安な事項だとか、どうしようというところはやはり職員の中からは必ずついて回るものでございますので、その辺を取りまとめて、組合のほうは今取りまとめていただいている最中でございますので、本日のところには正式な妥結書は頂いておりませんが、整理等つきましたら妥結いたしますが、書類は出てないのですけれども、特段支障はありませんという回答を得たところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 保健介護課を新しく設置するということでもあります。歌志内の状況を見ると、やはり介護というのは特別な分野に入ってくるのかなと、重要な分野に入ってくるのかなと思いますので、その辺分けてやってもらえると、今まで一つ申請する、課長に主幹がいて、その主幹が課長に聞いていたこと、決裁もらっていたことがなくなって、その課でいろいろ手続がやりやすくなるのかなと思っております。やはりこの介護課をつくるに当たって、ほかのいろいろな課からも多分連携というのは必要になってくると思います。その辺、庁舎内の中でどういうふうな話し合い、検討がされてこういうふうな介護課ができるということになったのか、もう1回ちょっと聞いておきたいと思っております。

二つ目なのですけれども、以前から人員配置の件で考えていかなければならないという話を総務課長おっしゃっておられました。今回附則であるように、この保健介護課ができるのは今年度の4月1日からということなのですけれども、ほかの課の配置だとか、いろいろ多分考えられていると思うのですけれども、それ、そういったことは、この令和5年度でどういうふうにかえられているのか、今回書かれてないので、それ、そういった先ほどの組合の話も多分あると思いますけれども、そういった絡みもある中でどういうふうにかえられているのか聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今回2課にしたというところでございます。これにつきましては、以前議会のほうでも保健福祉課の人数が多いのではと、職員の数が多くて取りまとめが大変なのではないのかというような御指摘をいただいて、我々もいろいろ考えた末、やはりちょっと管理職の負担もあるのと、やはり保健と介護、きちんと分割して、住民にサービスを与えたほうが効果的ではないのかというのを種々考えまして、このように2課にしたというところでございます。

もう一つ、ほかの課の今回ここに書かれていないような課の状況というようなことだと思いますけれども、今回は取りあえず課の設置条例触らせていただくのは保健福祉に関する部分なのですけれども、これで全て終わりというようなことは考えておりませんので、やっていく中でいろいろな問題、私たちがちょっと把握しているような問題もありまして、それらを総合的に判断して、今回保健の部分にちょっと特化していきましよう。

あと細かいことを言うと、職員の年齢構成等の問題もちょっとございますので、あまり一遍

に大きくいじってしまうのもどうなのかなというふうな懸念もちょっとあったものですから、今回5年の4月1日にはこちらを動かして、次年度以降も必要に応じて行政機構は見直していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうしたら、行政機構を見直していくのは、今回特化してこの保健福祉課だけと。あと令和5年に関しては、どこかのタイミングでそういった人員配置だとかそういったもろもろを考えながら行う可能性が出てくるという感じで捉えとおいてよろしいですか。今年度は福祉課だけ、6年度にまた違う課という形になるのか、その辺ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 先ほど総務課長のほうから御答弁申し上げましたが、今回につきましては、今年の4月1日につきましては、保健福祉課について効率化を図るといえるのか、行政サービスをよりよくするためということを目的としまして、一つの課を二つに分割するという形で行わせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、先ほど議員おっしゃられますように、ほかの課の分につきましても、いろいろと行政課題というものたくさん増えてきている部分もございますので、それらにつきましては、今後、1年かかるのか、2年かかるのか、何年間かける中で進めてまいりたいと。当然人員配置につきましても、4月1日の部分につきましては、現在いる現行の職員数の中で対応するというを考えておりますけれども、やはり以前、議会の中でも言われておりますように、職員数についてどういった形で推移させていくのか、その辺行政課題との兼ね合いもございますので、その辺検討しながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第7号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第7号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内への定住を奨励するための措置を拡充し、より定住人口の増加を図るため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文へまいります。

歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例。

歌志内市定住促進条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。第7号子育て世帯、第5条の申請時において、義務教育終了前の子供がいる世帯をいう。これは、本条例における子育て世帯について定義するものでございます。

別表、新築の項、該当要件の欄中「二世帯住宅の場合」を「二世帯住宅の場合または子育て世帯の場合」に改め、同表中、中古住宅の項を次のように改める。資料は6ページにわたります。これは、住宅を新築した場合の奨励金の加算要件のうち、加算要件2で定めております二世帯住宅の場合、子育て世帯の場合においても50万円を加算できるよう拡充するもので、中古住宅を購入した場合の奨励金にあっては、限度額を50万円引き上げ、市民の場合は150万円、転入者の場合は200万円とし、子育て世帯が購入した場合にあっては、購入費用の5分の4以内に拡充し、住宅を購入しやすくなるよう改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第8号歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第8号歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定を適用することや行政事務の効率化等による職員数の削減に伴い、職員定数を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員定数条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員定数条例（昭和59年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の7ページを御覧願います。

第2条は、定数の規定でございますが、条例に規定する職員定数につきましては、上限数を定めたものであり、平成18年に大幅な改正をして以来、この間最低限の見直しのみ行ってまいりました。提案理由でも申し上げましたとおり、このたび令和5年4月から下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することやこれまでの行政事務の効率化等による職員の削減数を考慮し、第1号の市長の補助機関たる職員で、ア、一般部局に属する職員につきましては、127人から85人に改ため、下水道事業の公営企業法適用により、エとして下水道事業に属する職員2人を加えるものでございます。この改正により職員定数の合計は、現行の206人から166人になるものでございますが、この職員定数につきましては、定数の上限を定めたものでございますので、現行の職員数と一致いたしませんことを御理解賜りたいと存じます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 職員数の改正ということで、127人、今、資料の中でうたわれてます。127人いて85人にしますということなのですけれども、これは職員の減数、減ということになると、交付税だとかこういった算出の影響というのが出てくるのではないかと思われるのですけれども、その辺、歌志内市では地方交付税がいろいろ交付金に頼っていますけれども、これ減額ということにはなっていないのかどうなのか聞いておきたいと思います。

今回、これ行うに至って、なぜ今回のこのタイミングなのかというのをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私のほうからは、一つ目の交付税に影響するのではないかという話でございますけれども、直接的に職員数を交付税の需要額の算定の中でということとはございませんけれども、総務、人事担当のほうで毎年定数調査をされておりますので、条例にか

かわらず現実の職員数の数字をもって何かしらの算定に配分するようなことになるかと思いません。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） なぜこのタイミングなのかというところでございますが、こちら提案の理由にも申し述べさせていただきましたけれども、下水道事業が地方公営企業の適用を受けるということで、この中に市長の補助機関である職員の中に外数としてきちんと明記しなければならないということもございましたので、それと今回、この見直しというのも若干行いましたので、この機会に改めて行いましょうということで提案させていただきました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうしたら最初の質疑の答えなのですが、交付金に関わる影響がないという答弁と捉えていいのか、ちょっともう1回聞いておきたいと思います。

この資料で説明されているとおりでと思います。この現行の定数127人にして、あといろいろ募集をかけて足りないところを補充していくという形でもいいのではないかなと思うのですが、その辺の考え方の認識というのはどういうふうになっているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 先ほども申し上げたとおり、条例の改正の部分で定数に変更になったということで交付税に影響するということではございません。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 極端な話、これ上限数でございますので、下水道事業以外の部分については、現行定数でももちろんよろしいわけでございますが、今回の改正の数字の見直しの部分もある一定程度の余裕を持たせておりますので、不測の事態等に備えることもできるという判断から、今回この人数を改正させていただくものでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第9号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第9号歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、監査委員の報酬月額について、近隣市の支給状況を勘案して改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の8ページを御覧願います。

別表1監査委員の項、金額の欄中、識見を有する委員の報酬月額を「7万1,000円」から「13万3,000円」に、議会選出委員の報酬月額を「2万9,100円」から「4万3,000円」に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 提案理由として、近隣の状況を勘案して、7万1,000円から13万3,000円にするということなのではございますけれども、これずっと恐らく、これ状況というのは、ずっとこの状況が来ていて、今上げるタイミングというのはどういうタイミングでこれ上げようという形になったのかお聞きしておきたいと思っております。

あと、これは特別職ということなので、これは金額は上がっているように見えるのですが、これ報酬審議会みたいな、そういった類の適切に何か対応できる委員会など開いてこの金額にしようというふうなことになったのか、そういうのを聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 三浦監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（三浦悟君） 本市の監査委員報酬が近隣市と比較して著しく低いということにつきましては、懸案事項となっていたところであり、本来であればもっと早く改定すべきものであったと考えます。しかしながら、財政上の問題等によりまして、適正な報酬額はどの程度なのかというところまで検討が進んでいなかった状況でございます。

本年度におきまして、近隣市の報酬額につきまして改めて調査しましたが、夕張市を除く一番少ない市と比較しても半分以下である状況であることから、現状における実務時間数と適正と思われる時間当たり単価の設定を行い、報酬月額を算定し、これが近隣市の報酬月額と比較しても妥当なものであると思われることから、今回報酬金額の改定について御提案させていただいたものでございます。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 審議会等の関係でございますが、こちらの監査委員につきましては、特段審議会等の開催は必要がないというふうな規定になっておりますので、以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。かなり低かったということで、今回上げるよということが分かりました。

あと、特別職、この監査委員に関しては、そうしたら審議会は関係なくということなのか。その市長3役だとか、そういった方々とまた別で捉えられているということになるのですか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 審議会につきましては、諮問等行うのは、市長、副市長、教育長につきまして審議を要するというふうになっておりますので、こちらの監査委員につきましては、特段の審議会の開催は必要ないということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第10号歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第10号歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、高等学校等に就学する生徒に対しての就学支援金を増額支給することにより、保護者の経済的負担を軽減しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市高等学校等就学支援金条例の一部を改正する条例。

歌志内市高等学校等就学支援金条例（平成25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の9ページを御覧願います。

第3条は、就学支援金の額の規定ですが、平成25年9月の条例制定以来、月額1万円から金額の改定を行っていないことから、文部科学省が実施する子供の学習費調査などの調査結果及び昨今の物価高騰による家庭への影響等を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するため、就

学支援金を月額1万円から1万5,000円に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第11号歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第11号歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、令和5年4月1日より市立病院の組織体制を見直すため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市立病院条例及び歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の10ページを御覧願います。

第1条は、組織の規定でございます。これまで医局の中に配置されていた放射線科、臨床検査室、理学療法室及び給食室をそれぞれ独立した組織とするため、新たに加えるものでございます。

第2条は、等級別基準職務表の規定でございます。資料は11ページにわたります。市立病院の組織体制の見直しに伴い、必要な職名を新たに加えるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

議案第12号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第12号歌志内市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第12号歌志内市道路線の認定について御提案申し上げます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、歌志内市道路線を別記のとおり認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、文珠地区宅地造成工事の完成に伴い、新たに西歌1号線を市道として認定しようとするものでございます。

次ページをお開き願ひます。

認定する路線につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の12ページを御覧願ひます。

別記。

路線番号、436。路線名、西歌1号線。起点地番、宇文珠154番地21から終点地番、宇文珠153番地1まで。延長、116.79メートル。幅員、7.5から11.5メートル。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第12号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議案第13号から議案第17号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第13号より日程第20 議案第17号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第13号から議案第16号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議案第17号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第13号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,439万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,597万円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

4款衛生費1項保健衛生費、事業名、出産・子育て応援交付金事業、金額、85万円。

これは、国2分の1、道6分の1の補助などを財源に行う出産・子育て応援交付金給付事業で、今年度補正した予算に係る申請を9月末まで受け付けることとされており、年度内での完了が見込めないことから、令和5年度の繰越事業として繰越明許するものであります。

第3表 地方債補正。

1、追加。

起債の目的、地域交流施設整備事業。限度額、1,190万円。これは、複合商業施設内に設けた地域交流施設を整備する財源として地方債を借入れするものであります。

同じく筍沢線路肩法面復旧対策事業、限度額620万円。これは、市道筍沢線の路肩法面崩壊に伴う復旧工事の財源として地方債を借入れするものであります。

なお、起債の方法は、ともに普通貸付または証券発行。利率は、ともに3.0%以内、ただ

し利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、ともに政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定するものといたします。

次に、2、変更。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、補正前限度額4,000万円に400万円を増額し、補正後限度額を4,400万円に変更するものであります。

本事業は、過疎計画に定められたソフト事業を対象とした過疎対策事業債で、増額の理由は、学校給食費無償化分に係る同意予定額の増であります。

同じく義務教育学校整備事業、補正前限度額、2,800万円に570万円を増額し、補正後限度額を3,370万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく高規格救急自動車整備事業、補正前限度額2,200万円に1,020万円を増額し、補正後限度額を3,220万円に変更するもので、増額の理由は、対象経費の増に伴う同意予定額の増であります。

同じく臨時財政対策債、補正前限度額4,000万円から2,244万6,000円を減額し、補正後限度額を1,755万4,000円に変更するもので、減額の理由は、普通交付税の算定に伴う同意予定額の減であります。

次に、議案第14号にまいります。

議案第14号令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ696万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,903万4,000円とする。

2項は省略いたします。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額、137万1,000円。

これは、石狩川流域下水道組合の建設事業費に対する負担金で、同組合の建設事業の一部が翌年度に繰り越されることに伴い、当市の負担分を令和5年度の繰越事業として繰越明許するものであります。

第3表 地方債補正。

1、追加。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額930万円。

これは、公営企業会計の適用に要する経費の財源として、地方債を借入れするものであります。

なお、起債の方法は、普通貸付または証券発行。利率は、3.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金の貸付条件または借入先と協議して決定するものとします。

次に、2、変更。

起債の目的、流域下水道事業、補正前限度額340万円から20万円減額し、補正後限度額を320万円に変更するもので、減額の理由は、対象額の確定による同意予定額の減であります。

次に、議案第15号にまいります。

議案第15号令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,887万8,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第16号にまいります。

議案第16号令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,616万8,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第13号から議案第16号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから、議案第13号から議案第16号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

なお、今回の補正につきましては、年度末における決算見込みに伴う増減調整が大半となっておりますことから、単に執行が減となったものは簡略な説明になりますこと、また事業の執行に当たりましては、経費節減による繰越財源の確保に努めておりますので、最終の決算において一定程度の不用額が生じることにつきまして御理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、議案第13号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、14ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費155万4,000円の減額補正は、経費の確定による議会運営経費の減であります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億5,323万6,000円の増額補正は、説明欄にあります庶務一般経費、庁舎管理経費、会計一般経費及びふるさと応援寄附一般経費について、経費の決算見込みなどにより増減するほか、財政一般経費において、決算見込みを勘案した公共施設等整備基金への積立金2億2,000万円を増額、また過疎地域持続的発展特別

事業において、基金への積立金4,000万円を増額しております。

16ページをお開き願います。

2目企画費1,113万3,000円の減額補正は、地域おこし協力隊観光情報発信について、採用者がなかったため事業費828万9,000円を皆減とするほか、企画一般経費、地域づくり活動支援事業、地域おこし協力隊事業の農林業及び教育文化の4事業費について、経費の決算見込みにより減額するものでございます。

18ページをお開き願います。

2目広報広聴費42万7,000円から20ページにまいりまして、11目定住促進費27万6,000円までの減額補正は、いずれも入札減及び経費の決算見込みによるもので、12目諸費169万8,000円の増額補正は、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの精算に伴う国庫支出金返還金の増によるものでございます。

2項徴税費2目賦課徴収費60万5,000円の減額補正は、システム改修の内容を一部変更したことによる委託料の減によるものでございます。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費908万4,000円、22ページにまいりまして、5目医療福祉費1,240万2,000円の減額補正は、障害福祉サービス及び医療福祉に係る扶助費などの経費の確定及び決算見込みの増減によるものでございます。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費860万7,000円の減額補正から、26ページにまいりまして、4項児童福祉費2目児童福祉事業費929万9,000円までの減額補正は、空知中広域連合負担金や生活保護、児童手当等に係る扶助費の確定及び決算見込みの増減によるもので、3目認定こども園費は、財源区分の変更でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費185万円の増額補正は、高騰する物価、電気代などの負担に苦慮する福祉施設に対し臨時支援金を交付するもので、定例会資料の13ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願います。

次に、28ページをお開き願います。

2目予防費2,341万3,000円の減額補正から、30ページにまいりまして、4目墓地火葬場費43万6,000円までの減額補正は、経費の確定及び決算見込みによる減額でございます。

2項清掃費1目清掃総務費81万1,000円及び2目ごみ処理費165万円の減額補正は、資源ごみ等減量事業に係る交付金の減や経費の確定及び決算見込みによる減額で、3目し尿処理費7万9,000円の増額補正は、経費の確定に伴う石狩川流域下水道組合負担金の増でございます。

3項1目とも病院費3,311万円の減額補正は、病院事業会計繰出金の減で、5款労働費1項1目とも労働諸費7,000円の増額補正は、砂川地域通年雇用促進協議会が実施する助成事業について、希望者の増加により追加の負担が生じたものでございます。

32ページにまいりまして、6款農林費1項1目とも農畜費44万6,000円の減額補正は、有害鳥獣運搬業務委託料の減、2項林業費1目林業振興費56万6,000円の減額補正は、森林環境譲与税の増に伴う森林整備基金積立金の増でございます。

7款1項とも商工費1目商工業振興費149万8,000円の減額補正は、経費の確定及び決算見込みによる減と宿泊施設緊急支援金555万円の増によるものでありますが、緊急支援金については、定例会資料の13ページに内容を整理しておりますので、併せて御覧願います。

2目企業誘致対策費11万4,000円及び4目観光費26万3,000円の減額補正は、経

費の確定及び決算見込みの増減によるものでございます。

続きまして、34ページをお開き願います。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2万6,000円の増額補正から5項住宅費1目住宅管理費1,060万6,000円の減額補正までは、各種工事や委託業務の入札減、経費の確定及び決算見込みによる増減のほか、降雪の増による道路維持一般経費の除雪委託料1,000万円の増額、市営公共下水道特別会計繰出金1,881万9,000円の増額などがございます。

36ページをお開き願います。

9款1項とも消防費1目常備消防費126万3,000円及び2目非常備消防費58万7,000円、3目消防施設費387万9,000円の減額補正は、備品購入に係る入札減及び決算見込みによる減額でございます。

10款教育費1項教育総務費、38ページにまいりまして、3目奨学費359万4,000円の減額補正から、42ページにまいりまして、5項青少年対策費3目学童保育費14万5,000円の減額補正までは、各種工事や備品購入に係る入札減、各種補助金、扶助費などの経費確定及び決算見込みによる増減のほか、財源区分の変更などによるものでございます。

12款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更でございます。

続きまして、44ページをお開き願います。

14款1項とも職員費1目職員給与費1,447万5,000円の減額補正は、給料、共済費等の決算見込みによる職員給与費の減で、15款1項1目とも予備費1億1,467万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

なお、46ページから61ページは、給与費明細書でございますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

なお、歳入の説明に当たりまして、歳出の事業費の増減等と連動する部分は理由が重複しますことから、簡潔な説明といたしますので、御了承願いたいと思います。

1款市税1項市民税2目法人1,200万円及び3項軽自動車税1目環境性能割23万円の増額補正は、決算見込みによる増で、2款地方贈与税1項1目とも地方揮発油贈与税120万円及び2項1目とも自動車重量贈与税540万円の減額補正、3項1目とも森林環境贈与税56万6,000円の増額補正は、いずれも交付見込額によるものでございます。

10款1項1目とも地方交付税2億5,361万6,000円の増額補正は、普通交付税の確定に伴う増額で、13款使用料及び手数料1項使用料5目土木使用料188万5,000円の減額補正は、市営住宅の使用料の減、2項手数料2目衛生手数料52万円の減額補正は、指定ごみ袋売払いに係る数量の減などによるものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金3,479万円の減額補正から8ページにまいりまして、2項国庫補助金5目教育費補助金717万円までの減額補正は、歳出の補正に連動、または事業費及び補助金の確定による増減でございます。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金605万1,000円の減額補正から、10ページにまいりまして、2項道補助金5目農林費補助金526万2,000円までの減額補正は、歳出の補正に連動、または事業費及び補助金の確定に伴う増減によるもので、16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入1,494万7,000円の増額補正は、旧誘致企業向け住宅1棟の売払収入及び森林環境保全整備事業で伐採した立木の売払収入による増でござ

います。

18款1項とも繰入金1目財政調整基金繰入金5,000万円の減額補正は、決算見込みを勘案し繰入れを取りやめるもので、3目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金226万6,000円の減額補正は、子ども医療費助成以下3事業費の減によるもので、5目公共施設等整備基金繰入金1億円の減額補正は、決算見込みを勘案し繰入れを減額、19款、12ページにまいりまして、1項1目とも繰越金1億2,017万6,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を補正するものでございます。

20款諸収入4項雑入4目介護サービス収入476万7,000円の減額補正から8目雑入135万3,000円の増額補正までは、各種助成金等の収入額の確定及び決算見込みによる増減であります。

21款1項とも市債につきましては、第3表、地方債補正で御説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書について御説明いたしますので、下水道の7ページをお開き願います。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費126万8,000円の減額補正は、決算見込みによる負担金及び公課費の増減で、2目公共下水道事業費569万8,000円の減額補正は、下水道台帳の整備に係る委託の減及び石狩川流域下水道組合の建設事業費の確定に伴う負担金の減で、2款1項とも公債費1目元金は、財源区分の変更でございます。

次に、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

1款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料295万5,000円の増額補正は、決算見込みによる増で、2款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業費補助金、90万円の減額補正は、企業会計導入に伴う広域・共同化事業の精算による減でございます。

3款1項とも繰入金1目一般会計繰入金1,881万9,000円の増額補正及び4款諸収入1項2目とも雑入3,694万円の減額補正は、企業会計導入の広域・共同化事業に係る構成自治体からの収入の減とその調整に係る増減でございます。

5款1項とも市債1目下水道事業債につきましては、第3表、地方債補正のところで御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費2目広域連合負担金334万1,000円の減額補正は、空知中部広域連合負担金の減であります。

2款1項とも基金積立金1目財政調整基金積立金996万5,000円の増額補正は、国民健康保険事業財政調整基金への積立金で、5款1項1目とも予備費225万4,000円の増加補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、国保の3ページをお開き願います。

1款1項とも国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税260万円の減額補正は、算定基礎額である合計所得の減少によるもので、2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金78万8,000円の減額補正は、繰入れ対象経費の減によるもので、3款1項1目とも繰越金39

6万5,000円の増額補正は、前年度繰越金の残額を増額補正するものでございます。

4款諸収入2項1目とも雑入840万1,000円の増額補正は、特別調整交付金及び令和3年度空知中部広域連合負担金の精算に伴う返還金の増などによるものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

2款1項1目とも後期高齢者医療広域連合納付金83万2,000円の減額補正は、後期高齢者医療広域連合負担金の減であります。

続きまして、事項別明細書の歳入につきまして御説明いたしますので、後期高齢の3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目一般会計繰入金84万8,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるもので、3款1項1目とも繰越金1万6,000円の増額補正は、前年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で、議案第13号から議案第16号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして説明を終わりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 説明の途中ですが、ここで10分程度休憩をいたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

大家市立病院事務長。

○市立病院事務長（大家浩二君） ー登壇ー

議案第17号令和4年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するもので、第2号中、年間患者数の既決予定量2万6,169人から978人減して2万5,191人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から508人減して1万5,917人に、外来患者の既決予定量から470人減して9,274人に改めるものであります。内訳につきましては、内科外来9,250人、小児科外来24人であります。

第3号中、1日平均患者数の既決予定量85人から3人減して82人に改め、その内訳は、入院患者の既決予定量から1人減して44人に、外来患者の既決予定量から2人減して38人に改めるもので、患者数は1月末までの実績などを勘案して調整するものであります。

第4号、主な建設改良事業中、電話交換機設備取替工事の既決予定量1,633万5,000円から82万5,000円を減額して1,551万円に、吸引装置ユニット更新工事の既決予定量600万6,000円から12万1,000円を減額して588万5,000円に、医師住宅屋根外壁改修工事の既決予定量998万円8,000円から110万円を減額して888万8,000円に、医療器械購入の既決予定量4,488万円から1,287万円を減額して3,201万円に改めるものであります。

第3条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第1款病院事業収益の既決予定額6億4,329万1,000円から2,163万8,000円を減額して6億2,165万3,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業収益

の既決予定額から1,714万6,000円を減額して3億8,357万7,000円に、第2項医業外収益の既決予定額から449万2,000円を減額して2億3,807万6,000円に改めるものであります。

支出は、第1款病院事業費用の既決予定額6億5,524万3,000円から2,378万3,000円を減額して6億3,146万円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額から2,435万5,000円を減額して6億2,310万5,000円に、第2項医業外費用の既決予定額に57万2,000円を増額して815万5,000円に改めるものであります。

次ページをお開きください。

第4条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,721万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。

収入では、第1款資本的収入の既決予定額9,152万9,000円から1,489万8,000円を減額して7,663万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項企業債の既決予定額に1,100万円を増額して5,040万円に、第3項他会計繰入金の既決予定額から2,589万8,000円を減額して1,180万4,000円に改めるものであります。

支出は、第1款資本的支出の既決予定額1億875万7,000円から1,491万6,000円を減額して9,384万1,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項建設改良費の既決予定額から1,491万6,000円を減額して6,229万3,000円に改めるものであります。

第5条は、予算第5条に定めた企業債の限度額を補正するもので、医療施設整備事業の限度額を2,620万円から2,430万円に、医療機器整備事業の限度額を1,320万円から2,610万円に改めるものであります。

第6条は、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決予定額3億8,405万5,000円から1,678万3,000円を減額して3億6,727万2,000円に改めるものであります。

第7条は、予算第7条に定めた一般会計からの補助金を「2億3,189万8,000円」から721万2,000円を減額して「2億2,468万6,000円」に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたしますので、1ページを御覧ください。

支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費の1,678万3,000円の減額内訳は、(給料)2節看護師給87万7,000円の増は、看護師の昇格などに伴う増であります。3節医療技術員給32万円の減は、放射線技師の採用、退職などに伴う減であります。4節事務員給356万5,000円の減は、昨年4月から10月までの7か月間、事務職員が1名欠員だったことなどによる減であります。

2ページをお開きください。

次に、(手当)8節事務員手当148万6,000円の減は、給料と同様、事務局職員が1名欠員だったことなどによる減であります。

9節会計年度任用職員手当136万5,000円の減は、看護助手1名の退職に伴う期末手当の減のほか、看護助手欠員1名を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。10節賞与引当金繰入額30万6,000円の増は、令和5年6月に支給予定の

期末勤勉手当のうち令和4年度分である令和4年12月から令和5年3月までの4か月分について、勤勉手当の支給月数が0.05か月分引上げとなることや職員の昇格などに伴い増するものであります。11節報酬800万円の減は、会計年度任用職員の看護師及び放射線技師の退職に伴う減や、看護助手を募集するも、応募者がいなかったことなどから減するものであります。12節法定福利費323万円の減は、市職員の看護師や会計年度任用職員の看護師、放射線技師、看護助手の退職のほか、看護助手の欠員分などによる決算見込みにより減するものであります。

次に、2目材料費340万円の減は、1節薬品費190万円の減、3節給食材料費150万円の減で、入院患者の減によるものであります。

3目経費445万8,000円の減額内訳は、7節光熱水費383万9,000円の増、これは電気料の増で、ウクライナ情勢などによる石炭や液化天然ガスの輸入価格高騰の影響で、燃料費調整額が値上げされたことに伴い増するものであります。12節賃借料45万3,000円の減は、在宅酸素濃縮器を使用する患者を当初2名と見込んでおりましたが、1名の実績だったことから、これまでの経過期間分を減するものであります。14節委託料784万4,000円の減は、昨年3月末で契約期間が満了する清掃・夜警業務等委託契約を3か月延長し、7月から開始したことに伴い、4月から6月までの3か月分が旧契約金額となったことにより、194万4,000円の減、また昨年4月に契約締結した給食業務委託について、公募型プロポーザルを実施して委託業者を選定した結果、590万円減するものであります。

次に、4目減価償却費28万6,000円の増額内訳は、1節建物減価償却費24万9,000円の増及び2節器械備品減価償却費3万7,000円の増で、昨年度実施したボイラー整備工事やPCR検査機器などの医療器械に係る償却金額の算出方法に誤りがあったため、不足額を増するものであります。

次に、2項医療外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息4万1,000円の増額内訳は、昨年度実施したボイラー整備工事やPCR検査機器などの医療機械購入に係る過疎対策事業債の償還金額確定に伴い、本年度から償還予定の利息の不足額を増するものであります。

次に、3目1節とも消費税及び地方消費税53万1,000円の増額内訳は、課税売上げとなる新型コロナウイルスワクチン接種に伴う収入増により、税務署に納付する消費税及び地方消費税が不足するため増するものであります。

次に、収入の御説明をいたしますので、1ページへお戻りください。

収入の1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益1節内科入院収益の3,007万8,000円の減は、入院患者数及び診療単価の減によるものであります。

次に、2目外来収益1節内科外来収益の316万2,000円の減は、外来患者数の減によるものであります。

次に、3目その他医業収益1節公衆衛生活動収益1,609万4,000円の増は、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う市内福祉施設の入所者及び施設職員の健康診断の中止などに伴う健康診断料が減となる一方、新型コロナウイルスワクチン接種により、予防接種料が増となる増減によるものであります。

次に、2項医業外収益1目他会計補助金1節一般会計補助金の721万2,000円の減は、普通交付税や特別交付税の算定基礎となる稼働病床数が減となったことなどによるものであります。

次に、4目補助金1節ワクチン個別接種促進事業支援金の200万円の増は、新型コロナウ

イルスワクチン接種を1日50人以上接種した場合に1日当たり10万円交付されるため、20日分を増すものであります。2節医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の72万円の増は、物価高騰に対する支援金として医療機関に1床当たり1万2,000円交付されるため、60床分を増すものであります。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたしますので、3ページをお開き願います。

支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設費1節改築工事費の204万6,000円の減は、付記欄に記載している電話交換機設備取替工事などの入札執行減であります。

2目資産購入費1節機械備品購入費の1,287万円の減は、本年度に購入した患者監視装置等、医療機械の入札執行減であります。

次に、収入の1款資本的収入1項1目1節とも企業債の1,100万円の増額内訳は、支出の改築工事費で御説明いたしました電話交換機設備取替工事費及び医師住宅屋根外壁改修工事費の入札執行減に伴い、医療施設整備事業債の借入額を190万円減、また、地方創生臨時交付金を活用してX線透視撮影装置を導入する予定でしたが、採択されなかったため、企業債を借り入れるため、入札執行減後の金額により予算科目を組み替え、1,290万円を増す増減によるものであります。

3項1目とも他会計繰入金1節一般会計繰入金の2,589万8,000円の減は、先ほど御説明したX線透視撮影装置について、地方創生臨時交付金を活用して導入するため、一般会計からの繰入金に計上しておりましたが、採択されなかったため、X線透視撮影装置の当初計上額全額と地方創生臨時交付金を活用して導入した患者監視装置などの入札執行減を合わせて減すものであります。

次に、4ページから13ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額では2,342万6,000円の純損失を予定しておりましたが、350万1,000円減少した1,992万5,000円の純損失となり、年度末の累積欠損金は7億9,573万9,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第13号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第13号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第14号令和4年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第14号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号令和4年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第15号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号令和4年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第16号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第17号令和4年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第17号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号から議案第22号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第21 議案第18号より日程第25 議案第22号まで一括議題といたします。

この件について、一括提案理由の説明を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第18号から議案第22号まで、御提案いたしました令和5年度歌志内市各会計歳入歳出予算につきまして、会計別にてその概要を御説明いたします。

1、予算の総額は、一般会計42億1,000万円、国民健康保険特別会計9,850万円、後期高齢者医療特別会計8,050万円、合計で43億8,900万円。病院事業会計7億9,900万円、下水道事業会計3億6,100万円。総計55億4,900万円であります。

一般会計及び特別会計の合計は、前年度当初に比べ2億8,400万円、6.1%の減であります。また、病院事業会計及び下水道事業会計を含めた総計では、前年度当初に比べ1億1,200万円、2.1%の増であります。

2、一般会計につきまして御説明いたします。

本年度の予算編成は、歌志内市総合計画の後期基本計画も後半に突入し、引き続き具体的な施策を展開しつつ、終着点となる計画目標の達成を意識し、事業内容についてより一層充実させる必要があると考え、人口の減少や日常化した感染症対策、あるいは生活を直撃している食料品や電気料の高騰といった喫緊の課題なども考慮しながら、市内事業者への支援や地域経済の活性化、医療福祉や消防救急体制の整備、住環境・教育環境の整備などを行い、「みんなで創る笑顔あふれるまち」、「全ての市民が幸せを実感できるまちづくり」の実現を目指すことといたしました。

「市民と協働で創るまち」として、歌志内／夢・まち未来会議やまちづくりアクションプラン検討会議を継続、行政協力費や地域づくり活動補助金等の町内会・自治会への支援や情報交換会などにより市民の声を聞く機会や意見反映の機会を充実させながら、デジタル社会に対応した行政の情報システム標準化・共通化を推進し、安定した行政体制の確立と利便性の向上に

取り組んでまいります。

次に「活力と魅力あふれるまち」として、引き続き移住・定住を促進するべく子育て世帯向けの新たな助成制度の創設や要件の拡充を行うほか、企業の設備整備や改修、創業に対する補助制度の継続、プレミアム付商品券による消費喚起を行うなど市内事業者の元気を呼び起こす取組を推進します。また、地域交流施設や観光施設の利用促進などにより人流の活性化を促進しつつ、今後の観光施策の柱となる新たな観光振興計画を策定いたします。

次に「健康で心ふれあうまち」として、子育て世帯の負担軽減や高齢者の健康維持を図るべく、子供や高齢者を対象とした予防接種や医療費の無料化、市立病院の医療機器更新などによる福祉・医療環境の向上に取り組むほか、超高齢化社会への対応として除雪・草刈りに係る支援の充実や、75歳以上の市民を対象にタクシー・バスを利用した市内移動の支援を行い人流の活性化に係る施策との相乗効果なども狙いつつ市民の健康寿命延伸を目指します。

次に「安心して快適に暮らせるまち」として、コンパクトなまちづくりを意識しながら市営住宅や道路など公共建築物及び土木インフラの長寿命化を進めるほか、防災・消防救急の資機材充実、消防団の強化等により消防・防災力の強化を図ります。また、防犯灯のLED化や支障木の伐採、植樹の補植など道路環境の整備を進めつつ、ロータリー除雪車の更新など除排雪対策に万全を期すほか、有害鳥獣や害虫対策を実施し、市民生活の安全安心を確保します。

次に「豊かな心を育む教育と文化のまち」として、児童生徒の給食費無料化や修学旅行費用の全額助成、高校入学時のパソコン購入費助成など教育に関わる各種施策を継続、高等学校等就学支援金については物価の高騰などを踏まえ、月額1万円から1万5,000円に増額、児童生徒のスキー用具レンタル費の全額助成、生徒の運動着・運動靴の支給など子育て世帯への経済的支援を強化するほか、義務教育学校の整備や児童センター等一元化施設の設計委託、郷土館ゆめつむぎの展示設備整備など教育環境の充実を図ります。

これらの取組を進めるため、予算総額は42億1,000万円、前年度当初に比べ2,000万円、0.5%の減となりました。

以下、歳出につきましては各会計予算資料8ページ、第4表 一般会計歳出予算款別性質別分析表により、また、歳入につきましては款別に、それぞれ御説明いたします。

(1) 人件費は9億6,587万8,000円で総額の22.9%、前年度当初より6,385万2,000円の減であり、主な要因は、退職手当組合追加納付金5,003万9,000円の皆減であります。

主な内容は、議員報酬3,616万5,000円、委員等報酬1億1,174万7,000円、市長等特別職給与3,270万1,000円、職員給5億7,709万2,000円、共済組合等納付金1億3,604万4,000円、退職手当組合納付金6,204万9,000円であります。

(2) 物件費は7億1,822万9,000円で総額の17.1%、前年度当初より4,335万1,000円、6.4%の増で、主な要因は、公共施設等の電気料1,084万8,000円、システムの更新等に伴う電算機借上料1,662万1,000円、ごみ分別収集運搬料858万円の増や、高齢者市内移動支援事業委託料1,086万6,000円の皆増などです。

主な内容は、需用費1億4,585万9,000円、役務費7,742万6,000円、委託料4億3,170万7,000円です。

(3) 維持補修費は6,541万3,000円で総額の1.6%、前年度当初より216万7,000円、3.2%の減です。

(4) 扶助費は6億2,523万円で総額の14.9%、前年度当初より1,479万4,000

0円、2.3%の減であります。

この主な要因は、障害者福祉サービス給付事業323万2,000円、医療福祉助成事業162万7,000円、老人福祉施設措置費337万6,000円、児童手当114万円、児童扶養手当139万1,000円の減などであります。

主な内容は、障害者福祉サービス給付事業2億7,979万4,000円、医療福祉助成事業1,496万3,000円、老人福祉施設措置費5,432万5,000円、生活保護事業2億1,254万8,000円、児童手当1,449万円、児童扶養手当553万3,000円であります。

(5) 補助費等は4億2,270万6,000円で総額の10%を占め、前年度当初より20万7,000円の増であります。

この主な要因は、温泉施設利用促進補助金1,150万円、温泉施設改修事業補助金827万円、地域振興商品券助成補助金456万円の増と、福祉・医療施設等臨時支援金1,999万円の皆減などによるものでございます。

補助費等の内訳は、負担金・寄附金2億5,279万5,000円、補助・交付金1億4,858万1,000円、その他(報償費等含む)2,133万円であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料10ページ、第5表 各会計負担金補助及び交付金調に記載しております。

(6) 普通建設事業費は5億1,651万3,000円で総額の12.3%を占め、前年度当初より1億1,642万円、29.1%の増であります。

この主な要因は、ロータリー除雪車購入6,101万3,000円、ペンケ歌志内川改修設計委託4,000万円の皆増のほか、児童センター等一元化施設調査設計委託料5,005万8,000円の増などによるものでございます。

補助事業は1億3,599万7,000円で、主なものは、市営住宅屋上防水・外壁塗装7,739万6,000円、改良住宅解体除却1,860万1,000円、歌志内学園校舎外壁改修4,000万円、単独事業は3億4,051万6,000円で、主なものは、本庁舎電話交換機改修1,036万6,000円、じん芥収集車購入1,656万5,000円、施設改修事業補助(チロルの湯改修)2,350万円、ロータリー除雪車購入6,101万3,000円、筈沢線路肩法面復旧2,500万円、歌神川向東線道路改修1,774万3,000円、市営住宅駐車場整備1,232万円、児童センター等一元化施設調査設計委託料6,262万円であります。

受託事業は4,000万円で、ペンケ歌志内川改修設計委託であります。

なお、明細につきましては、各会計予算資料20ページ、第6表 各会計事業費調に記載しております。

(7) 災害復旧事業費は40万円で、応急対策費及び一般災害復旧費を計上しております。

(8) 公債費は4億382万2,000円で総額の9.6%を占め、前年度当初より5,285万1,000円、11.6%の減であります。

(9) 積立金は1,038万円、前年度当初より51万1,000円、5.2%の増で、明細については、各会計予算資料23ページ、第7表 積立金調に記載しております。

(10) 投資及び出資金は588万8,000円、前年度当初より16万8,000円、2.9%の増で、明細については、各会計予算資料23ページ、第8表 投資及び出資金調に記載しております。

(11) 貸付金は3,222万円で、前年度当初より66万円、2.1%の増で、この主な要因は、奨学金貸付金の増で、明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第9表 貸付

金調に記載しております。

(12) 繰出金は4億3,079万3,000円で総額の10.2%を占め、前年度当初より4,710万5,000円、9.9%の減であり、この主な要因は、病院事業会計繰出金4,537万8,000円の減などによるものでございます。

明細につきましては、各会計予算資料24ページ、第10表 繰出金調に記載しています。

(13) 予備費は、1,252万8,000円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わりました、次に、歳入につきまして、各会計予算資料1ページ、第1表 各会計歳入歳出予算款別前年度対比表により御説明をいたします。

(1) 自主財源である市税は1億8,481万6,000円で総額の4.4%を占め、前年度当初より312万円、1.7%の増であります。

明細につきましては、各会計予算資料5ページ、第2表 市税予算前年度対比表に記載しておりますが、主な内訳として、市民税は9,635万8,000円で、前年度当初より254万円、2.7%の増であります。

個人市民税は8,372万6,000円で、前年度当初より85万9,000円の減。

法人市民税は339万9,000円の増であります。

固定資産税は5,304万5,000円、前年度当初より28万4,000円、0.5%の増であります。

軽自動車税は745万円、前年度当初より24万4,000円、3.4%の増であります。

市たばこ税は1,992万6,000円で、前年度当初より6万円、0.3%の増であります。

鉱産税は160万円で、前年度と同額であります。

入湯税は643万7,000円で、前年度当初より8,000円、0.1%の減であります。

(2) 地方譲与税は1,880万2,000円、前年度当初より833万4,000円、30.7%の減で、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(3) 利子割交付金は7万円、前年度当初より8万円、53.3%の減であります。

(4) 配当割交付金は100万円で、前年度当初より55万円、122.2%の増であります。

(5) 株式等譲渡所得割交付金は70万円で、前年度当初より16万円、29.6%の増であります。

(6) 法人事業税交付金は360万円で、前年度当初より140万円、63.6%の増であり、地方財政計画等を勘案して計上しております。

(7) 地方消費税交付金は7,320万円で、前年度当初より640万円、8%の減であります。

(8) 環境性能割交付金は130万円で、前年度当初より10万円、8.3%の増であります。

(9) 地方特例交付金は19万円で、前年度当初より41万円、68.3%の減であります。

(10) 地方交付税は24億5,000万円で、総額の58.2%を占め、前年度当初より2,000万円、0.8%の増となっております。

内訳は、普通交付税が18億2,000万円で、前年度当初より2,000万円の増、特別交付税は6億3,000万円で、前年度同額とし、地方財政計画や交付実績等を勘案して計上しております。

(11) 交通安全対策特別交付金は、科目設置として1,000円を計上しております。

(12) 分担金及び負担金は5,731万6,000円で、前年度当初より449万6,000円、8.5%の増で、この主な要因は、一般廃棄物処理負担金279万4,000円の増などです。

(13) 使用料及び手数料は1億8,433万9,000円、総額の4.4%を占め、前年度当初より608万2,000円、3.2%の減で、この主な要因は、市営住宅などの住宅使用料753万3,000円の減などです。

主なものは、住宅使用料1億6,286万2,000円、駐車場使用料342万3,000円、ごみ処理手数料932万8,000円です。

(14) 国庫支出金は4億3,445万8,000円で、総額の10.3%を占め、前年度当初より7,331万3,000円、14.4%の減です。

この主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金5,621万6,000円、道路メンテナンス事業補助金2,153万8,000円の皆減などです。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金1億4,071万1,000円、生活保護費負担金1億5,926万1,000円、児童手当負担金1,000万3,000円。

補助金の主なものは、市営住宅交付金4,024万1,000円、都市構造再編集集中支援事業補助金2,200万円、学校施設環境改善交付金1,333万3,000円。

委託金の主なものは、社会福祉費委託金174万9,000円です。

(15) 道支出金は1億8,841万8,000円で、前年度当初より2,861万2,000円、17.9%の増です。

この主な要因は、ペンケ歌志内川河川改修委託金4,000万円の皆増のほか、参議院議員選挙費委託金726万4,000円の皆減などです。

負担金の主なものは、障害者自立支援給付費負担金7,035万5,000円、生活保護費負担金1,184万3,000円、保険基盤安定等負担金2,594万1,000円。

補助金の主なものは、身障者福祉費補助金458万2,000円、森林環境保全整備事業費補助金494万5,000円。

委託金の主なものは、ペンケ歌志内川河川改修委託金4,000万円、駐車公園清掃業務委託金608万3,000円。

交付金の主なものは、権限移譲事務費交付金18万1,000円です。

(16) 財産収入は3,314万2,000円で、前年度当初より341万8,000円、11.5%の増であり、この主な要因は、赤平市に所有する市有林の立木売却収入471万7,000円の増です。

主なものは、土地貸付収入419万円、立木売却収入2,507万4,000円です。

(17) 寄附金は600万2,000円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(18) 繰入金は1億8,667万1,000円で、前年度当初より383万8,000円、2.0%の減であり、この主な要因は、財政調整基金繰入金2,000万円の減と、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金1,735万6,000円の増などです。

内訳は、財政調整基金繰入金3,000万円、歌志内ふるさと応援基金繰入金450万円、過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金7,029万3,000円、敷金基金繰入金187万8,000円、公共施設等整備基金繰入金8,000万円です。

(19) 繰越金は3,000万円で、前年度決算見込額を勘案して計上しております。

(20) 諸収入は2億1,697万5,000円で、総額の5.2%を占め、前年度当初より760万1,000円、3.6%の増であり、この主な要因は、中・北空知廃棄物処理広域連合人件費負担金916万8,000円の皆増などであります。

主なものは、貸付金元利収入3,028万9,000円、うち、中小企業振興保証融資貸付金元金収入3,000万円、介護サービス収入3,613万6,000円、地域支援事業収入6,933万6,000円、雑入7,239万7,000円、うち、中空知広域水道企業団負担金666万4,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金4,101万1,000円、中・北空知廃棄物処理広域連合人件費負担金916万8,000円であります。

(21) 市債は1億3,900万円で総額の3.3%を占め、前年度当初より900万円、6.9%の増であり、この主な要因は、じん芥収集車整備事業債1,200万円、ロータリー除雪車整備事業債などの土木債7,100万円、児童センター等一元化施設整備事業債2,800万円の皆増と、臨時財政対策債3,000万円、義務教育学校整備事業債1,000万円の減、過疎地域持続的発展特別事業債4,000万円、高規格救急自動車整備に係る消防設備整備債2,200万円の皆減などあります。

市債区分は、清掃債、じん芥収集車整備事業債1,200万円。土木債、筒沢線法面復旧対策事業債1,700万円、歌神川向東線道路改良工事債1,200万円、ロータリー除雪車整備事業債4,200万円。教育債、義務教育学校整備事業債1,800万円、児童センター等一元化施設整備事業債2,800万円。臨時財政対策債、臨時財政対策債1,000万円であります。

3、次に国民健康保険特別会計につきまして御説明いたします。

この会計の予算総額は9,850万円で、前年度当初に比べ2,150万円、17.9%の減であります。

歳出から性質別に御説明をいたします。

人件費は964万円、物件費は121万3,000円あります。

補助費等は8,710万3,000円で総額の88.4%を占めており、この主な内容は医療費、後期高齢者支援金等の空知中部広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、積立金1,000円、予備費54万2,000円を計上しております。

次に歳入につきまして御説明いたします。

国民健康保険税は2,769万4,000円で総額の28.1%を占めており、これは国民健康保険に要する費用に充てるための医療給付費分2,060万円、後期高齢者医療制度の財源を支援する後期高齢者支援金分556万7,000円及び介護納付金の納付に要する費用に充てるための第2号被保険者の属する世帯に賦課する介護納付金分152万7,000円あります。

繰入金は4,682万5,000円で総額の47.5%を占めており、この内訳は保険基盤安定負担金分、財政安定化支援事業分及び広域連合共通経費分等あります。

繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は2,398万円で、前年度当初より1,350万4,000円の減で、特別調整交付金等の減によるものであります。

4、次に後期高齢者医療特別会計について御説明をいたします。

この会計の予算総額は8,050万円で、前年度当初より350万円、4.5%の増であります。

歳出から性質別に御説明いたします。

人件費は504万7,000円、物件費は77万4,000円であります。

補助費等は7,449万円で総額の92.5%を占めており、この主な内容は保険料、人件費等の北海道後期高齢者医療広域連合負担金であります。

このほか、公債費1,000円、予備費18万8,000円を計上しております。

次に歳入につきまして御説明いたします。

広域連合が決定する保険料を75歳以上及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた被保険者から徴収する、後期高齢者医療保険料は4,922万6,000円で総額の61.2%を占めております。

繰入金は3,086万6,000円で総額の38.3%を占めており、この内訳は保険基盤安定負担金分、広域連合共通経費分等であります。繰越金は1,000円を計上しております。

諸収入は40万7,000円を計上しております。

5、次に、病院事業会計につきまして御説明をいたします。

初めに予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

本年度の年間患者数は2万6,343人で、内訳は入院患者数が1万6,836人、外来患者数が9,507人であります。

次に予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は6億1,193万7,000円、支出予定額は6億6,686万9,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では医業収益3億7,866万9,000円、医業外収益2億3,326万8,000円を計上いたしました。

一方、支出では医業費用6億5,866万2,000円、医業外費用800万7,000円、特別損失10万円、予備費10万円を計上しております。

次に予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は1億1,395万1,000円で、この内訳は、企業債9,850万円、出資金1,526万8,000円、他会計繰入金18万3,000円であります。

支出予定額は、1億3,213万1,000円で、この内訳は、建設改良費9,876万6,000円、企業債償還金3,336万5,000円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,818万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に貸借対照表につきまして御説明いたします。

本年度末における資産の総額は11億509万9,000円であり、負債は5億3,021万9,000円、資本は5億7,488万円で、負債資本の合計は11億509万9,000円であります。

予定キャッシュフロー計算書につきましては、業務活動では4,461万4,000円の減額、投資活動では7,451万8,000円の減額、財務活動では6,531万8,000円の増額となり、資金増加額は総額で5,381万4,000円の減額となる予定であります。資金期首残高は5億9,267万2,000円と見込んでおりますので、資金期末残高は5億3,885万8,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算から6,844万9,000円の純損失が予定され、令和4年度末における累積欠損金が7億9,573万9,000円見込まれますので、令和5年度末における累積欠損金は8億6,418万8,000円になる予定であり、本年度も一層厳しい病院事業の経営となります。

6、次に、下水道事業会計につきまして御説明いたします。

初めに予算第2条に定めた業務の予定量につきまして御説明いたします。

処理区域面積は295ヘクタールであり、既に供用済みの面積であります。年間有収水量においては46万トンを予定しております。主な建設改良事業は污水管渠補修を予定しております。

次に予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は2億5,624万5,000円、支出予定額は2億4,092万6,000円で、収支予定額を項目別に見ますと、収入では営業収益6,271万3,000円、営業外収益1億9,353万2,000円を計上しました。

一方、支出では営業費用2億1,414万1,000円、営業外費用1,638万3,000円、特別損失962万8,000円、予備費77万4,000円を計上しております。

次に予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。

収入予定額は697万1,000円で、この内訳は、企業債697万1,000円、国庫補助金はゼロ円であります。

支出予定額は1億2,007万4,000円で、この内訳は、建設改良費3,286万4,000円、企業債償還金8,721万円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,310万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金9,778万4,000円、当年度分利益剰余金処分量1,233万4,000円及び当年度分消費税等資本的収支調整額298万5,000円で補填するものであります。

次に、予定開始貸借対照表につきまして御説明いたします。

これは、地方公営企業法に基づく下水道事業開始時点の資産、負債、純資産を表すものであり、これに計上された数字が基礎となり、以降日々の会計処理取引残高が蓄積され財務諸表が作成されることとなります。

本年度始めにおける資産の総額は、36億174万4,000円であり、負債は20億5,700万3,000円、資本は15億4,474万1,000円で、負債資本の合計は36億174万4,000円であります。

貸借対照表の本年度末における資産の総額は34億7,474万円であり、負債は18億9,924万7,000円、資本は15億7,549万3,000円で負債資本の合計は34億7,474万円であります。

予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、業務活動では1億3,047万9,000円の増額、投資活動では2,987万9,000円の減額、財務活動では8,023万9,000円の減額となり、資金増加額は総額で2,036万1,000円の増額となる予定であります。資金期首残高はゼロ円と見込んでおりますので、資金期末残高は同様に2,036万1,000円となる予定であります。

以上の結果、本年度は当初予算より3,075万2,000円の純利益が予定され、令和4年度末における剰余金がゼロ円で、令和5年度末における剰余金は3,075万2,000円になる予定であります。今後、次年度に向け経営戦略の見直しを見込み、下水道管の更新工事など将来に向けた企業会計の健全な経営に努めていかなければならないと考えます。

以上、令和5年度における各会計の歳入・歳出の概要を申し上げますが、御提案いたしました予算案につきまして、よろしく御理解を賜りますようお願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第18号より議案第22号まで、一括質疑に入ります。

質疑の際は、議案番号を述べてください。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案番号第22号下水道事業会計予算に関してでございます。

地方公営企業法に基づいて新しくやっていくという形になると思うのですけれども、その際、運転資金だとかというのは、どういうふう考えられているのかお聞きしておきたいと思います。

これから予定になっている分で未払いのものが多分出てくると思うのですけれども、そういったときに、開始のときにキャッシュはゼロ円ということになっていけば、いきなり不渡りが起きるとい形になり得ないかもしれないので、その辺どういうふう考えられているのかも一緒に聞いておきたいと思います。

あと、現金、資本金と考えた場合に、この下水道使用料金が減ったときに、もしかすると即利用料金が値上げになる可能性というのも出てくるかもしれないのですけれども、その辺どういうふう考えられているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 当初はおっしゃるとおりでございますが、キャッシュ、当座がどうなっているのかということでございますけれども、過去の支払いの予定額を勘案しますと、人件費から始まりまして、最終的に一般会計繰入れの今計画も4月以降持つ予定になっております。その中で、年間数回に分けて一般会計繰入れを予定しておりますことから、当座の資金は予定が立つということでございます。

それから、料金値上げの関係ではございますけれども、国のほうではおっしゃるとおりでございますが、どこの自治体もこういう企業会計、見える化をして、最終的に資金が合わなければ受益者負担金ということをもくろんでいるようなことではございますけれども、本市においてはおかげさまでいまのところ健全な状況ということでございますので、値上げということは考えておりません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） そうなると、これから現金だとか、いろいろキャッシュのほうを一般会計から年度内に何回かに分けて入れるという形で、この未払いのものがあってもそこからどんどん出して、いきなり不渡りだとか、そういったことはないという形を取っていくという形でのいいのですか、そうしたら。その辺、もう1回確認しておきたいと思います。

あと、今、課長おっしゃられたように、利用料金の値上げは考えてないと言っていたので、これはかなり重要なことだと思います。やはり物価高騰でいろいろなものが上がっている中で、それと一緒に水道料金、なかなか収入が減ってきているという形で上げなければならないという形になると、生活している上では水というのは欠かせないものなので、その辺もう1回きちんと値上げされないという話なので、もしそういうふうな話になった場合には、きちんとした態度を取ってもらって対応していただきたいと思うのですけれども、その辺もう1回答弁もらって終わりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 当座の資金においては、さらに詳しく申し上げますと、先ほど補正させて御承認いただきました。そのお金の資金も、若干年度繰越しで、3月31日で今回打ち

切り決算になりますけれども、4月以降入ってくるお金も予定してございます。したがって、当座のほうにおいては、一般会計繰入れも先ほど説明したとおりでございますので、問題ないと判断しております。当座は十分対応可能だということでございます。

それから、料金改定の関係でございますけれども、これは水道ともに生活に欠かせない重要な料金ということで押さえておまして、今現在、近隣の自治体等々見込んでも、当市においで流域下水道等々の構成団体の中でも中間ぐらいの料金水準を保っているところでございます。したがって、これも当然ほかの近隣の状態を見極めながら判断することとなりますが、一番最後、最後の最後で、それも当然市民に多大なる御負担をかけるということから、水道料金、中空知広域水道企業団もそうでしたけれども、当然検討委員会を立ち上げたり、市民の第三者機関を立ち上げて、料金改定の検討を設けた中で、丁寧な説明、市民、それから議会の皆様方にお示ししながらやっていかなければならないと思っておりますから、ここ数年は当面そういうことは考えておらず、先日の財務会計の財務局の検査においても、同様に今の段階では、健全な経営は遂行しているという判断をいただいておりますので、当面、料金改定は行わないということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号より議案第22号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、条例・予算等審査特別委員会に付託することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号より議案第22号までは、条例・予算等審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時22分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 下 山 則 義